

(案)

酒田市過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

(令和8年3月変更)

酒田市



(このページは余白です)

目 次

第 1 基本的な事項

1	市の概況	1
(1)	地域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	2
(2)	地域における過疎の状況	4
(3)	産業構造の変化等の社会経済的発展の方向	4
2	人口及び産業の推移と動向	
(1)	人口の推移と今後の見通し	6
(2)	産業構造	7
	【表】各地域の人口の推移、産業別人口の動向	
3	人口の将来推計	
(1)	市全体の将来人口推計	14
	※「酒田市人口動向分析・将来人口推計データ集」(令和 7 年 2 月)より抜粋、転記	
(2)	各地域の将来人口推計	16
4	市行財政の状況	
(1)	市財政の状況	17
(2)	主要公共施設等の整備状況	18
	【表】市財政の状況、主要公共施設等の整備状況	
5	地域の持続的発展の基本方針	
(1)	地域の持続的発展の基本方針	19
(2)	各地域の地域づくりの方向性	20
6	地域の持続的発展のための基本目標	23
7	計画の達成状況の評価に関する事項	23
8	計画期間	23
9	公共施設等総合管理計画との整合	23

第 2 分野別事項

1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	26
(3)	計画	27
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	28

2	産業の振興	
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	32
(3)	計画	34
(4)	産業振興促進事項	36
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	36
3	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38
(3)	計画	38
4	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	41
(3)	計画	42
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
5	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	45
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	48
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	49
(2)	その対策	49
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	51
7	医療の確保	
(1)	現況と問題点	52
(2)	その対策	52
(3)	計画	52
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	53

8 教育の振興	
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	54
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58
9 集落の整備	
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	61
(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	64
10 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	65
(2) その対策	67
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
11 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	70
(2) その対策	70
(3) 計画	70
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	71
13 過疎地域持続的発展特別事業に関する事項	
【表】事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業	72

酒田市過疎地域持続的発展計画

第1 基本的な事項

1 市の概況

本市は、山形県の北西部、最上川の河口に位置し、日本でも有数の穀倉地帯である庄内平野の中心に発達した港町である。面積は 602.98 km²、人口は 100,273 人（令和 2 年（2020 年）国勢調査）で、面積、人口ともに県内第 3 位である。

気候は、海洋性気候で、夏季は高温多湿、冬季は季節風が非常に強いため、平野部の積雪量は比較的少ないが、山間部は多雪である。

市内は大きく 2 つの水系からなっており、市南部を流れる最上川の流域は比較的平坦で、河口に港町として市街地が発達し、支流の田沢川にできた田沢川ダムは市民の飲み水の供給源となっている。また、北部の日向川の流域は、急峻な地形となっているところが多い。



本市は、平成 17 年（2005 年）11 月 1 日に旧酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の 1 市 3 町が新設合併して誕生した。市役所は旧酒田市に置き、旧 3 町地域には総合支所を設置して、市民サービスの窓口を担っている。

交通面では、日本海東北自動車道が市を縦貫し、仙台、関東方面と結ばれているほか、基幹道路として、国道 7 号、47 号、112 号、344 号、345 号がある。また、鉄道は J R 羽越本線があり、市南端に庄内空港がある。

なお、本市における過疎地域は、合併前旧 4 市町の区域のうち、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町の区域が指定されている。過疎地域の人口は、令和 2 年（2020 年）国勢調査における市人口のうち、14,830 人（八幡地域 5,225 人、松山地域 4,011 人、平田地域 5,594 人）と 14.8% に過ぎないが、面積においては 70.8%（八幡地域 204.76 km²、松山地域 42.92 km²、平田地域 179.22 km²）を占めている。

(1) 地域の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 八幡地域

八幡地域は、市北東部の地域で、北は飽海郡遊佐町及び秋田県由利本荘市に、東は最上郡真室川町に接し、総面積 204.76 km²、人口 5,225 人（令和 2 年（2020 年）国勢調査）である。庄内平野の東縁部から鳥海山中腹まで、標高は 20m から約 1,600m まで広がり、地形、気候など自然条件はさまざまな態様を示している。

出羽丘陵より発する荒瀬川と鳥海山を水源とする日向川の両河川沿いに集落が散在し、丘陵地帯には開拓集落が点在している。

気候は、日本海から多雨多湿の海洋性気候と鳥海山特有の山岳気候の影響を受けている。冬季は、西高東低の冬型の気圧配置になると風雪が強まり、平野部では庄内地方特有の地吹雪が起り山間部では多量の降雪がある。この降雪は、鳥海山の雪解け水などの豊かな水資源となっている。

旧藩時代には大泉藩に属し、荒瀬郷大島田組といわれていたが、明治に入ると行政区画が激しく変わり、明治 9 年（1876 年）に山形県に編入された。昭和 29 年（1954 年）10 月に旧一條村、観音寺村、大沢村及び日向村が合併し八幡町が誕生、平成 17 年（2005 年）11 月に旧酒田市、飽海郡松山町及び同郡平田町と新設合併し、酒田市八幡地域となった。現在は一條及び観音寺を中心とする 49 の地区から成り立っている。

交通面では、国道 344 号が東西に通り中心市街地と結び、平野東縁部を国道 345 号が南北に通り、平田地域及び松山地域と結んでいる。

農業については、稲作を中心に梨などの果樹、花きなどの複合経営が行われてきたが、中山間部においては河岸段丘の狭小な土地を有効に活用した農地が大半であり、全般に経営規模が零細な状況にある。工業については、昭和 50 年代以降に電子部品製造業や繊維工業などの工場の立地により、第一次産業から第二次産業へ、その後の生産拠点の海外移転などにより第二次産業から第三次産業への移行が進み、就業構造は大きく変化している。

イ 松山地域

松山地域は、市東部の最上川に沿った細長い形の地域で、面積 42.92 km²、人口 4,011 人（令和 2 年（2020 年）国勢調査）である。

気候は、日本海の影響を受け、多雨多湿の海洋性気候を示し、気温の変化は比較的少なく温暖である。冬季は北西の季節風が強く、庄内地方特有の地吹雪がしばしば起こる。また、南東部に位置する南部地区は、最上峡から吹き抜ける強い東風、通称「清川だし」が農作物や日常生活に大きな影響を及ぼしている。

中心地区である松嶺は 1600 年中頃までは中山村といい、陸奥国玉造郡柏山城主、佐藤伊勢守正信がここに館を築いて住まいしたと記録されている。その後、正保 4 年（1647 年）庄内藩主（鶴岡）酒井忠勝の三男である大学頭忠恒が知行 2 万石（飽海、田川、左

沢)を分知され、寛文2年(1662年)入部し、同4年(1664年)松山と改称した。後の三代酒井石見守忠休が幕府の若年寄となり、安永8年(1779年)五千石(群馬県桐生地方)の加増と築城が許可されて以来、城下町として人々が移り住むようになった。

明治2年(1869年)に版籍奉還し、松山を松嶺に改称、明治4年(1871年)の廃藩置県により松嶺県、酒田県を経て山形県に統一された。昭和30年(1955年)1月、松嶺町、上郷村及び内郷村の1町2村が合併し松山町となり、平成17年(2005年)11月、旧酒田市、飽海郡八幡町及び同郡平田町と新設合併により、酒田市松山地域となった。現在は、松嶺を中心とする42の地区から成り立っている。

産業面では、農業については機械化の進展に伴い農家の兼業化が進み、農家経済に占める農業所得の割合は減少してきている。また、昭和47年(1972年)以降、旧酒田市、旧鶴岡市を中心とした庄内広域経済圏において企業の進出や建設事業などが増加したことにより、第一次産業から第二次産業へ、さらに平成に入ると経済動向の変化により、第二次産業から第三次産業への移行が進むなど、就業構造に大きな変化が生じてきている。

ウ 平田地域

平田地域は、市東部の地域で、東は出羽丘陵を背として最上郡と接し、南は松山地域及び最上川を隔てて庄内町に接している。南北を縦走する出羽丘陵地帯の山間部と庄内平野の一角を占める平野部からなる地域で、面積が179.22km²、人口は5,594人(令和2年(2020年)国勢調査)である。

気候は、海洋性気候で、西高東低の気圧配置になる冬季は、北西の季節風が吹き荒れ、海上で多量の水蒸気を含んだ冷気流が東縁部の山地を越す際に多量の降雪をもたらし、山間部では1m前後の根雪期間が約3か月にもなる。また、北西の季節風により庄内特有の地吹雪が発生する。4、5月頃は乾燥期であるが、6月以降の梅雨末期と、夏から秋にかけて台風が日本海沿いを通過する際は、強い風雨を伴うことから災害につながる恐れがある。

明治5年(1872年)の大小区制、明治8年(1875年)の制度改正によりそれぞれ区画に移動があり、明治11年(1878年)の郡制施行により飛鳥村、山谷村、田沢村の3村に、明治22年(1889年)町村制施行とともに南平田村、田沢村、北俣村の3村となった。昭和29年(1954年)8月、3村が合併して平田村が誕生し、昭和39年(1964年)8月に町制が施行され平田町となった。平成17年(2005年)11月に旧酒田市、飽海郡八幡町及び同郡松山町と新設合併し、酒田市平田地域となり、現在は、平野部14地区、中山間部24地区の計38の地区から成り立っている。

幹線道路は国道345号が南平田地区を南北に通じ、主要地方道酒田松山線の改良により中心市街地とのアクセスが改善された。また、JR砂越駅があり、JR羽越本線により酒田駅に通じている。

農業は、水稻を基幹産業とする土地利用型農業であるが、令和6年まで続いた米価の低迷などにより農業所得が大幅に低下し、農業経営は一段と厳しい状況にある。工業については、食料品製造業が多いという特色はあるが、第一次産業が年々減少するとともに、平成12年（2000年）以降は第二次産業から第三次産業への移行が進むなど、就業構造は大きく変化している。

（2）地域における過疎の状況

八幡、松山及び平田地域の人口は、都市部への人口流出がいったん落ち着いたとされる昭和50年（1975年）以降も減少に歯止めがかからず、昭和55年（1980年）から令和2年（2020年）までの40年間に、八幡地域38.3%、松山地域37.3%、平田地域31.4%の減少となっている。

また、平成27年（2015年）と令和2年（2020年）の年齢別人口を比較すると、年少人口（0歳～14歳）が八幡地域24.1%、松山地域29.7%、平田地域19.2%、生産年齢人口（15～64歳）が八幡地域19.6%、松山地域16.2%、平田地域15.6%と、それぞれ急激に減少する一方で、老年人口（65歳以上）は八幡地域3.4%、松山地域1.7%、平田地域8.1%と、それぞれ増加しており、少子高齢化が一層進行している。

昭和45年（1970年）に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、八幡、松山及び平田地域においては、住み良い地域づくりを進めるため、道路や橋りょうの建設、学校や公民館、体育施設、保育所、医療施設、観光施設、さらに土地改良事業、農林道整備事業など基礎的条件整備に取り組み、着実な成果をあげてきた。

しかし、人口減少、少子高齢化が加速し、地域全体の活力が失われつつあり、市民生活や集落機能を維持していくための、多くの課題が顕在化してきている。市民が安心して安全に生活できる福祉の向上や社会資本整備、地域資源を活用した産業振興と担い手育成、地域おこし協力隊など外部人材の活用、交流及び移住定住人口の拡大による集落の活力向上などに向けた施策を展開し、住む人が心豊かに暮らし続けられる地域づくりを進める必要がある。

（3）産業構造の変化等の社会経済的発展の方向

八幡、松山及び平田の3地域では、農林業を中心に営まれていた産業構造が、昭和50年代に入り第一次産業から第二次産業へ移行し、平成に入ってから、長引く景気低迷による工場閉鎖、規模縮小等から、第二次産業の就業人口は第三次産業に移行している。市街地など地域外への就業者はこれまで同様増加しており、今後もこの傾向は続くと想定される。

産業構造の変化や市街地や都市部との交通の利便性の向上は、生活様式の変化、住民の暮らしのニーズに対する変化をもたらした。近年は、暮らしのゆとりを求める傾向も高まっており、利便性のみならず心の豊かさと調和のとれた生活環境の整備が望まれて

いる。また、森林や農用地の持つ多面的機能が都市住民にも見直されてきていることから、豊かな自然、農産物、伝統技術、歴史文化といった、それぞれの地域の資源を生かした交流の促進につなげる必要がある。里山が持つ「癒し」や「ゆとり」といった魅力ある情報を市街地や都市部に対して発信し、積極的に交流人口、関係人口及び定住人口の拡大を図っていく。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と今後の見通し

八幡、松山及び平田地域の人口は、昭和 55 年（1980 年）以降も減少に歯止めがかからず、若年者比率の急激な落ち込みの一方で高齢者比率が伸長しており、少子高齢化の傾向が一層強まっている。

これは、若年層の流出と出生率の低下の影響が大きいことから、今後もこの傾向が続くと見込まれる。各地域の人口推移状況は以下のとおり。

ア 八幡地域

昭和 40 年代にはじまる減少傾向は続いており、昭和 55 年（1980 年）の人口（8,473 人）と比較すると、令和 2 年（2020 年）における人口は 38.3%の減少となっている。

減少率を見ると、昭和 55 年（1980 年）から平成 2 年（1990 年）の 10 年間では 2.9%、平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の 10 年間で 16.5%といずれも減少しており、直近の住民基本台帳人口を見ても、令和 3 年（2021 年）5,335 人から令和 7 年（2025 年）4,749 人と 5 年間で 11.0%の減少となっており、人口減少には歯止めがかかっていない。

また、0 歳から 14 歳の年少人口が大幅に減少し、令和 2 年（2020 年）で 15 歳から 29 歳の若年者比率は 10%以下に落ち込んでいる一方で、高齢者比率は 43.7%に達している。

イ 松山地域

昭和 40 年代以降は年々減少している。昭和 55 年（1980 年）の人口（6,395 人）と比較すると、令和 2 年（2020 年）における人口は 37.3%の減少となっている。

減少率を見ると、昭和 55 年（1980 年）から平成 2 年（1990 年）までの 10 年間では 6.2%であるのに対し、平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）までの 10 年間で 15.9%と、減少が加速している。直近の住民基本台帳人口を見ても、令和 3 年（2021 年）3,922 人から令和 7 年（2025 年）3,503 人と 10 年間で 10.7%の減少となっており、人口減少には歯止めがかかっていない。

また、0 歳から 14 歳の年少人口が大幅に減少し、令和 2 年（2020 年）で 15 歳から 29 歳の若年者比率が 8.6%まで落ち込んだ一方で、高齢者比率は 45.9%と極端に増加している。

ウ 平田地域

昭和 55 年（1980 年）の人口（8,154 人）と比較すると、令和 2 年（2020 年）における人口は 31.4%と減少が続いている。

減少率を見ると、昭和 55 年（1980 年）から平成 2 年（1990 年）までの 10 年間では

4.2%であるのに対し、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）までの10年間では12.4%と減少が顕著である。直近の住民基本台帳を見ても、令和3年（2021年）5,706人から令和7年（2025年）5,338人と10年間で6.4%減少している。

また、0歳から14歳の年少人口の大幅な減少とともに、15歳から29歳の若年者比率が9.2%と落ち込んでいる一方で、高齢者比率は40%台と高く、高齢化の進行は大きな課題となっている。

（2）産業構造

八幡、松山及び平田の3地域では、農林業を中心に営まれていた産業構造が、昭和50年代に入り第一次産業から第二次産業へ移行し、平成に入ってから、長引く景気低迷による工場閉鎖、規模縮小などから、第二次産業の就業人口は第三次産業に移行している。市街地など地域外への就業者はこれまで同様増加しており、今後もこの傾向は続くと想定される。

各地域の就業人口比率からみた産業構造の状況は以下のとおり。

ア 八幡地域

第一次産業は、昭和35年（1960年）では64.3%であったが、その後大きく減少し、平成に入ってから食生活など生活様式の変化による米価低迷と下落によりさらに減少、令和2年（2020年）では13.6%まで低下している。

第二次産業は、昭和35年（1960年）では製材業など地場産業を中心に15.3%だったが、電子部品製造業や繊維工業の立地が進み、平成2年（1990年）には40.4%まで増加したが、その後の生産拠点の海外移転等により、令和2年（2020年）には25.7%まで低下している。

第三次産業は、昭和35年（1960年）では20.5%であったが、サービス業や観光産業の増加により令和2年（2020年）には60.1%と拡大している。

今後は、第一次産業に関しては、農業法人や認定農業者など農業の担い手の集積が進むことが想定される。また、第二次産業に関しては、現在でも「鳥海山水河水」の販売や、「鳥海高原ヨーグルト」「おかゆの缶詰」などの六次産業化が進められているところであり、これまで以上に取り組みを推進していく必要がある。第三次産業に関しては、鳥海山や自然資源を活用した観光産業の育成に努めており、就業人口については今後も増加するものと予測される。

イ 松山地域

第一次産業は、昭和35年（1960年）の54.4%より平成12年（2000年）の11.7%を底に急激に減少してきたが、平成17年（2005年）の13.7%以降、12～13%台とほぼ横ばいである。

第二次産業は、建設業及び製造業を中心に昭和35年（1960年）の22.4%から増加、

昭和 55 年（1980 年）から平成 12 年（2000 年）は 41.2%と横ばいで推移してきたが、平成 17 年（2005 年）の 34.9%より減少傾向が見え始め、平成 22 年（2010 年）には 27.8%まで減少して以降令和 2 年（2020 年）の 28.8%までほぼ横ばいとなっている

第三次産業は、卸売、小売業とサービス業を中心として昭和 35 年（1960 年）以降緩やかに増加傾向にあったが、平成 22 年（2010 年）の 60.0%をピークとして以降、若干割合を下げ、令和 2 年（2020 年）には 56.1%となっているが、依然地域内で最も高い就業割合となっている。

就業割合的には企業の進出や建設事業の増加による就業の場が拡大されたことにより、第一次産業のほとんどを占める農業従事者が減少し、第一次産業から第二次産業へ移行したものであるが、平成 22 年（2010 年）以降はそれぞれの産業就業比率はほぼ横ばいであり、今後の傾向を注視する必要がある。

ウ 平田地域

第一次産業は、70%あった昭和 35 年（1960 年）から平成 12 年（2000 年）の 13.9%にかけては減少が著しく、以降は緩やかに減少傾向にある。

第二次産業は、軽工業等の誘致に取り組んだ結果、平成 7 年（1995 年）の 41.2%まで増加していたが、令和 2 年（2020 年）では 28.5%と近年は 28%台で落ち着いている。

第三次産業は、昭和 35 年（1960 年）の 18.4%から徐々に増加、令和 2 年（2005 年）には 50%超となるなど現在まで増加傾向はとまらず、地域内で最も高い就業割合となっている。

全体として平成 22 年（2010 年）以降、それぞれの産業就業比率はほぼ横ばいとなっており、今後の傾向を注視する必要がある。

■ 区域(八幡)の個別表

表1-1(1) 八幡地域の人口推移(国勢調査)

区分	昭和55(1980)年		平成2(1990)年		平成17(2005)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	8,473	—	8,226	△2.9	7,067	△14.1	5,903	△16.5	5,225	△11.5
0歳～14歳	1,646	—	1,508	△8.4	916	△39.3	614	△33.0	466	△24.1
15歳～64歳	5,650	—	5,124	△9.3	3,997	△22.0	3,084	△22.8	2,478	△19.6
うち15歳～29歳(a)	1,593	—	1,158	△27.3	944	△18.5	601	△36.3	441	△26.6
65歳以上(b)	1,177	—	1,594	35.4	2,154	35.1	2,205	2.4	2,281	3.4
(a)/総数 若年者比率	18.8%		14.1%		13.4%		10.2%		8.4%	
(b)/総数 高齢者比率	13.9%		19.4%		30.5%		37.4%		43.7%	

表1-1(2) 八幡地域の人口推移(住民基本台帳)

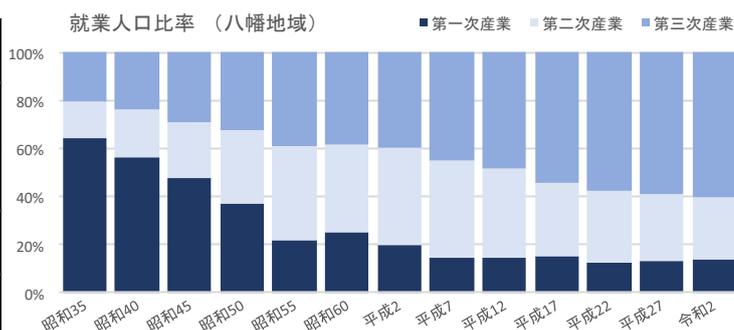
※各年3月31日時点

区分 (直近5年間)	令和3(2021)年		令和4(2022)年		令和5(2023)年		令和6(2024)年		令和7(2025)年	
	実数(人)	増減率(%)								
総数	5,335	—	5,215	△2.2	5,071	△2.8	4,918	△3.0	4,749	△3.4

表1-1(3) 八幡地域の産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35 (1960)年	昭和40 (1965)年	昭和45 (1970)年	昭和50 (1975)年	昭和55 (1980)年	昭和60 (1985)年	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年
就業人口総数	5,297人	4,748人	4,793人	4,450人	4,405人	4,355人	4,359人	4,138人	3,771人	3,548人
就業人口比率	第一次産業	64.3 %	56.5 %	47.9 %	36.9 %	22.0 %	25.2 %	19.8 %	14.8 %	14.2 %
	第二次産業	15.3 %	19.6 %	23.4 %	30.8 %	39.0 %	36.7 %	40.4 %	40.2 %	37.3 %
	第三次産業	20.5 %	23.9 %	28.8 %	32.3 %	39.0 %	38.1 %	39.8 %	45.0 %	48.5 %

平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
3,036人	2,973人	2,605人
12.5 %	13.1 %	13.6 %
30.0 %	27.7 %	25.7 %
57.5 %	59.2 %	60.1 %



■ 区域(松山)の個別表

表1-2(1) 松山地域の人口推移(国勢調査)

区分	昭和55(1980)年		平成2(1990)年		平成17(2005)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	6,395	—	5,999	△6.2	5,302	△11.6	4,461	△15.9	4,011	△10.1
0歳～14歳	1,226	—	1,035	△15.6	664	△35.8	380	△42.8	267	△29.7
15歳～64歳	4,299	—	3,844	△10.6	2,935	△23.6	2,268	△22.7	1,901	△16.2
うち15歳～29歳(a)	1,233	—	893	△27.6	645	△27.8	404	△37.4	346	△14.4
65歳以上(b)	870	—	1,120	28.7	1,703	52.1	1,813	6.5	1,843	1.7
(a)/総数 若年者比率	19.3%		14.9%		12.2%		9.1%		8.6%	
(b)/総数 高齢者比率	13.6%		18.7%		32.1%		40.6%		45.9%	

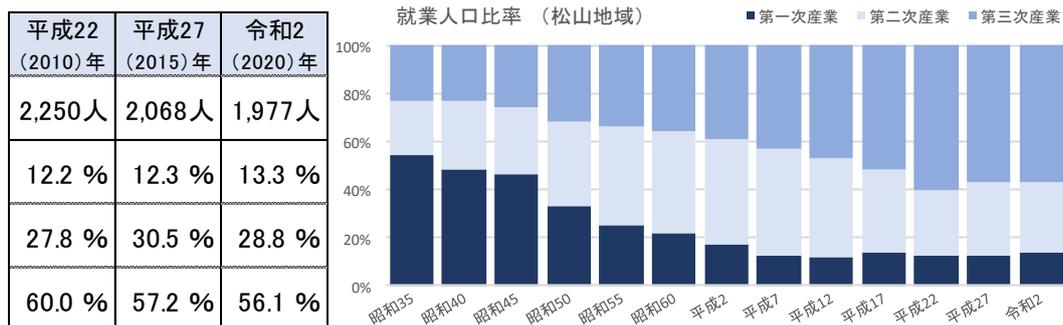
表1-2(2) 松山地域の人口推移(住民基本台帳)

※各年3月31日時点

区分 (直近5年間)	令和3(2021)年		令和4(2022)年		令和5(2023)年		令和6(2024)年		令和7(2025)年	
	実数(人)	増減率(%)								
総数	3,922	—	3,819	△2.6	3,703	△3.0	3,617	△2.3	3,503	△3.2

表1-2(3) 松山地域の産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35 (1960)年	昭和40 (1965)年	昭和45 (1970)年	昭和50 (1975)年	昭和55 (1980)年	昭和60 (1985)年	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年
就業人口総数	4,078人	3,808人	3,600人	3,434人	3,442人	3,308人	3,224人	3,117人	2,798人	2,555人
就業人口比率	第一次産業	54.4 %	48.1 %	46.2 %	33.1 %	24.8 %	22.1 %	17.1 %	12.7 %	11.7 %
	第二次産業	22.4 %	28.5 %	27.8 %	34.9 %	41.5 %	42.5 %	44.0 %	44.3 %	41.2 %
	第三次産業	23.2 %	23.4 %	26.0 %	32.0 %	33.7 %	35.4 %	38.9 %	43.0 %	47.1 %



■ 区域(平田)の個別表

表1-3(1) 平田地域の人口推移(国勢調査)

区分	昭和55(1980)年		平成2(1990)年		平成17(2005)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	8,154	—	7,814	△4.2	6,930	△11.3	6,072	△12.4	5,594	△7.9
0歳～14歳	1,556	—	1,437	△7.6	907	△36.9	708	△21.9	572	△19.2
15歳～64歳	5,530	—	4,899	△11.4	4,018	△18.0	3,272	△18.6	2,760	△15.6
うち15歳～29歳(a)	1,601	—	1,043	△34.9	907	△13.0	595	△34.4	517	△13.1
65歳以上(b)	1,068	—	1,478	38.4	2,005	35.7	2,092	4.3	2,262	8.1
(a)/総数 若年者比率	19.6%		13.3%		13.1%		9.8%		9.2%	
(b)/総数 高齢者比率	13.1%		18.9%		28.9%		34.5%		40.4%	

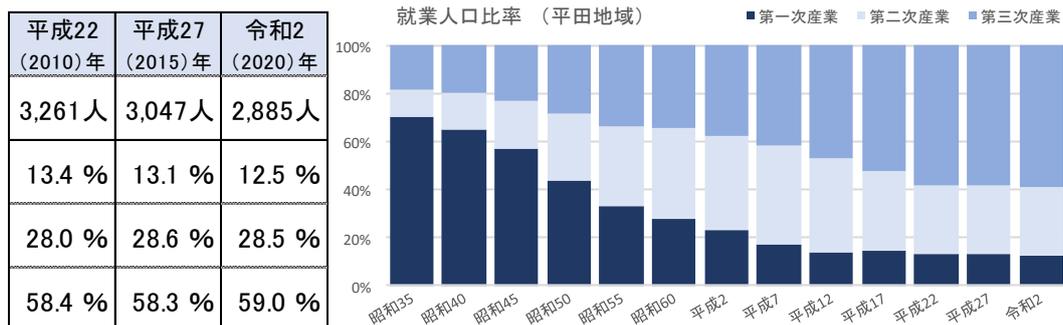
表1-3(2) 平田地域の人口推移(住民基本台帳)

※各年3月31日時点

区分 (直近5年間)	令和3(2021)年		令和4(2022)年		令和5(2023)年		令和6(2024)年		令和7(2025)年	
	実数(人)	増減率(%)								
総数	5,706	—	5,595	△1.9	5,485	△2.0	5,384	△1.8	5,338	△0.9

表1-3(3) 平田地域の産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35 (1960)年	昭和40 (1965)年	昭和45 (1970)年	昭和50 (1975)年	昭和55 (1980)年	昭和60 (1985)年	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年
就業人口総数	5,147人	4,583人	4,462人	4,251人	4,429人	4,241人	4,182人	3,936人	3,719人	3,514人
就業人口比率	第一次産業	70.0 %	65.1 %	57.2 %	43.4 %	32.8 %	28.1 %	23.0 %	16.9 %	13.9 %
	第二次産業	11.6 %	15.2 %	19.5 %	28.1 %	33.4 %	37.2 %	39.6 %	41.2 %	39.2 %
	第三次産業	18.4 %	19.7 %	23.3 %	28.5 %	33.8 %	34.7 %	37.4 %	42.0 %	46.9 %



■ 区域(八幡、松山及び平田)の合算表

表1-4(1) 八幡、松山及び平田地域の人口推移(国勢調査)

区分	昭和55(1980)年		平成2(1990)年		平成17(2005)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	23,022	-	22,039	△13.3	19,299	△37.0	16,436	△44.7	14,830	△29.4
0歳～14歳	4,428	-	3,980	△31.6	2,487	△112.0	1,702	△97.7	1,305	△73.1
15歳～64歳	15,479	-	13,867	△31.3	10,950	△63.6	8,624	△64.1	7,139	△51.5
うち15歳～29歳(a)	4,427	-	3,094	△89.7	2,496	△59.3	1,600	△108.1	1,304	△54.1
65歳以上(b)	3,115	-	4,192	102.6	5,862	122.8	6,110	13.2	6,386	13.2
(a)/総数 若年者比率	19.2%		14.0%		12.9%		9.7%		8.8%	
(b)/総数 高齢者比率	13.5%		19.0%		30.4%		37.2%		43.1%	

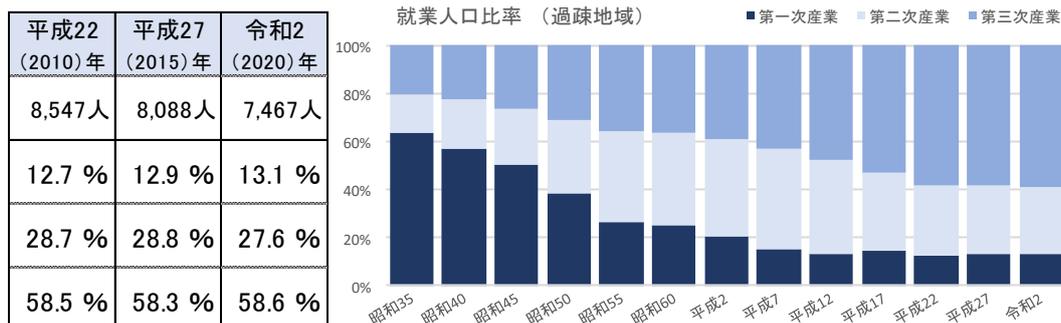
表1-4(2) 八幡、松山及び平田地域の人口推移(住民基本台帳)

※各年3月31日時点

区分 (直近5年間)	令和3(2021)年		令和4(2022)年		令和5(2023)年		令和6(2024)年		令和7(2025)年	
	実数(人)	増減率(%)								
総数	14,963	-	14,629	△2.2	14,259	△2.5	13,919	△2.4	13,590	△2.4

表1-4(3) 八幡、松山及び平田地域の産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35 (1960)年	昭和40 (1965)年	昭和45 (1970)年	昭和50 (1975)年	昭和55 (1980)年	昭和60 (1985)年	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	
就業人口総数	14,522人	13,139人	12,855人	12,135人	12,276人	11,904人	11,765人	11,191人	10,288人	9,617人	
就業人口比率	第一次産業	63.5%	57.1%	50.6%	38.1%	26.7%	25.4%	20.2%	14.9%	13.4%	14.4%
	第二次産業	16.0%	20.7%	23.2%	31.0%	37.7%	38.5%	41.1%	41.7%	39.0%	32.7%
	第三次産業	20.5%	22.2%	26.1%	30.9%	35.6%	36.1%	38.7%	43.3%	47.6%	52.9%



■ 市全域の合算表

表1-5(1) 酒田市の人口推移(国勢調査)

区分	昭和55(1980)年		平成2(1990)年		平成17(2005)年		平成27(2015)年		令和2(2020)年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総数	125,622	—	122,850	△2.2	117,577	△4.3	106,244	△9.6	100,273	△5.6
0歳～14歳	27,237	—	22,676	△16.7	16,058	△29.2	12,168	△24.2	10,305	△15.3
15歳～64歳	84,632	—	80,691	△4.7	71,028	△12.0	59,168	△16.7	53,031	△10.4
うち15歳～29歳(a)	23,573	—	19,200	△18.6	16,259	△15.3	11,776	△27.6	10,687	△9.2
65歳以上(b)	13,753	—	19,483	41.7	30,491	56.5	34,959	14.7	36,937	5.7
(a)/総数 若年者比率	18.8%		15.6%		13.8%		11.1%		10.7%	
(b)/総数 高齢者比率	10.9%		15.9%		25.9%		32.9%		36.8%	

表1-5(2) 酒田市の人口推移(住民基本台帳)

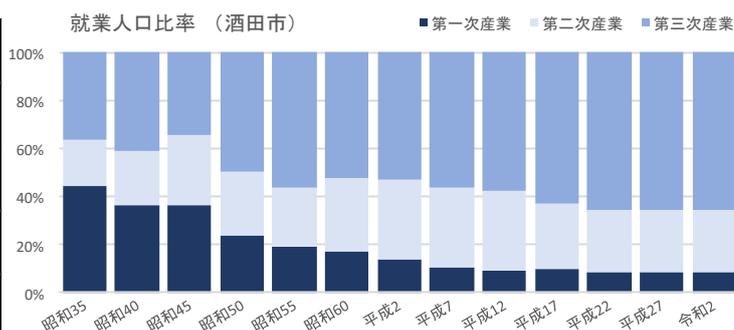
※各年3月31日時点

区分 (直近5年間)	令和3(2021)年		令和4(2022)年		令和5(2023)年		令和6(2024)年		令和7(2025)年	
	実数(人)	増減率(%)								
総数	99,537	—	98,182	△1.4	96,777	△1.4	95,031	△1.8	93,719	△1.4

表1-5(3) 酒田市の産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35 (1960)年	昭和40 (1965)年	昭和45 (1970)年	昭和50 (1975)年	昭和55 (1980)年	昭和60 (1985)年	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年
就業人口総数	59,529人	58,720人	63,069人	61,489人	64,468人	63,260人	63,788人	64,291人	62,588人	58,304人
就業人口比率	第一次産業	44.3 %	36.3 %	30.5 %	23.7 %	19.3 %	17.3 %	13.8 %	10.8 %	9.4 %
	第二次産業	19.5 %	23.0 %	23.8 %	26.7 %	24.3 %	30.3 %	33.5 %	33.1 %	27.2 %
	第三次産業	36.2 %	40.7 %	28.8 %	49.5 %	56.4 %	52.3 %	52.7 %	56.0 %	62.9 %

平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
53,269人	52,964人	50,286人
8.3 %	8.4 %	8.4 %
25.3 %	25.9 %	25.8 %
63.2 %	65.7 %	65.1 %



3 人口の将来推計

(1) 市全体の将来人口推計

「酒田市人口動向分析・将来人口推計データ集」（令和7年2月）より抜粋、転記。

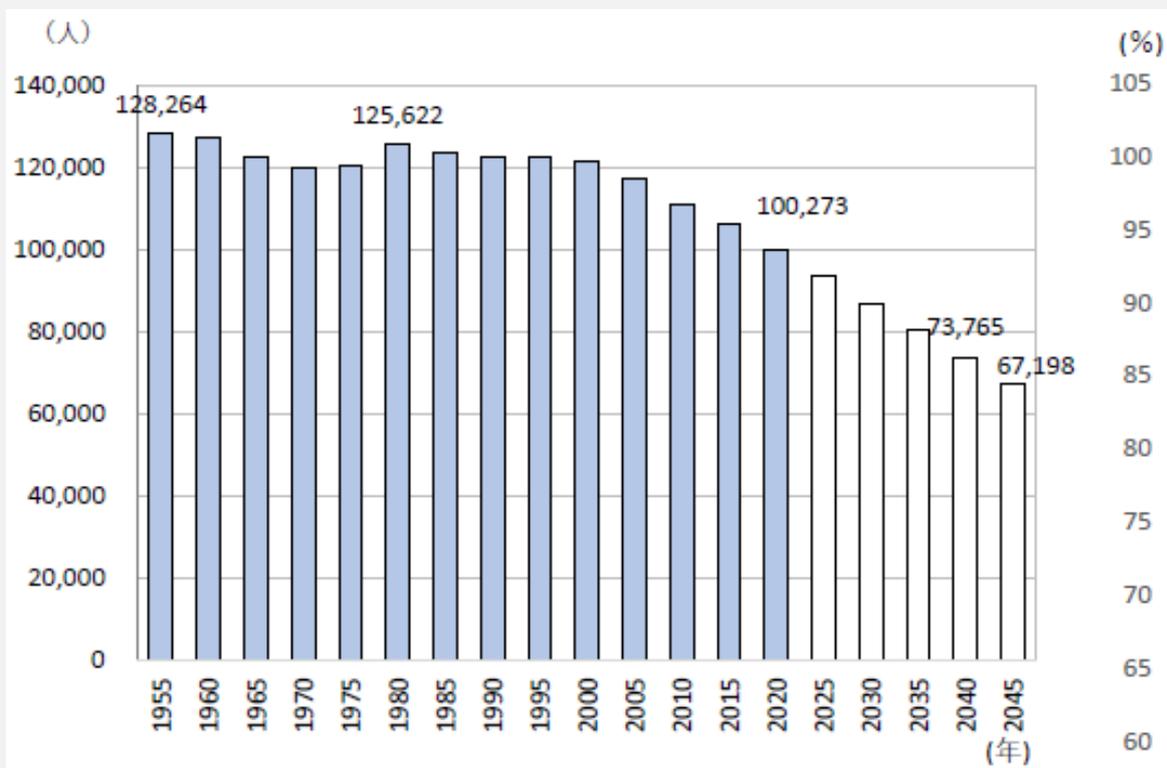
国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

・酒田市の人口は、1955年（昭和30年）の128,264人が最も多く、その後は減少し、1970年代に一旦回復したものの、その後は減少の一途をたどっている。

・国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）推計準拠では、2045年（令和27年）には総人口が67,198人となり、2020年（令和2年）に比べると約30%減少すると推測される。

・県内5市1町（山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、三川町※）の中では、2020年を100とした場合の2045年の減少率が2番目に高い。

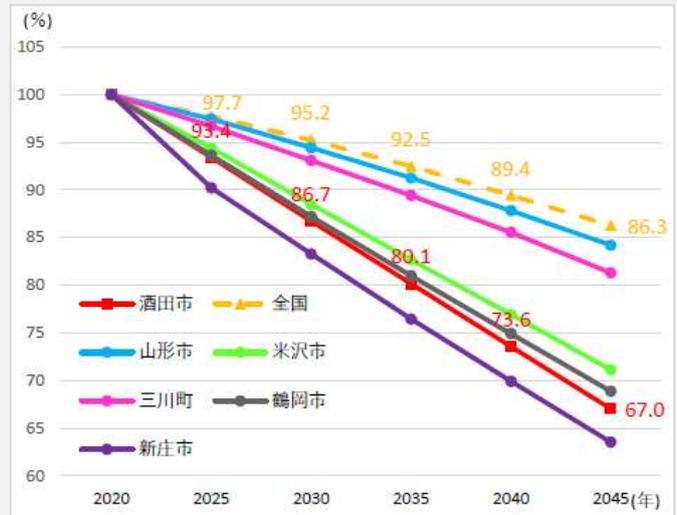
※令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートにおいて消滅可能性自治体を脱却したため、参考として掲載。



資料：総務省「国勢調査」2020年より作成、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

県内他地域との将来推計人口比較

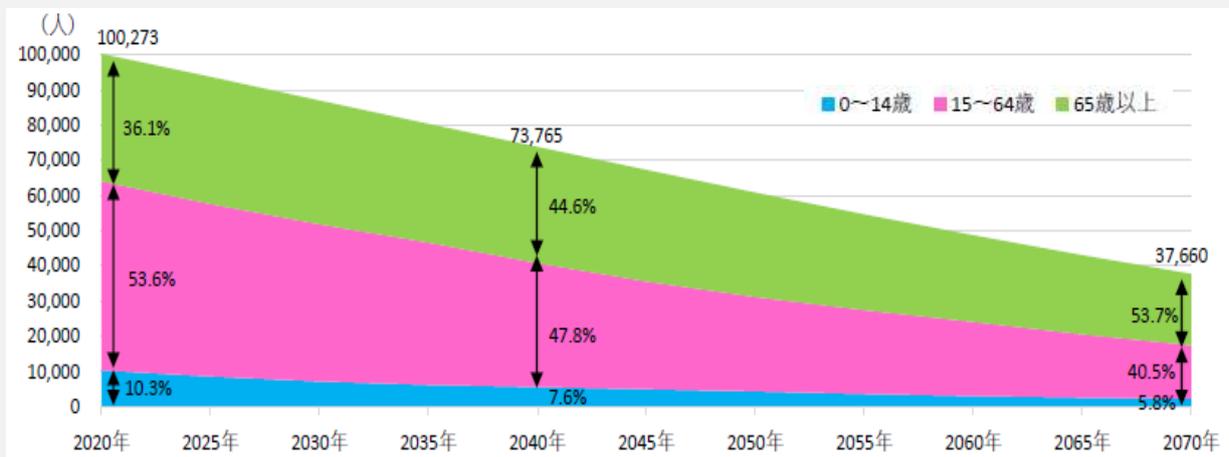
※2020年（令和2年）を100とした場合



資料：総務省「国勢調査」2020年より作成、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

酒田市の将来人口推計

・酒田市の将来人口は、社人研推計では2045年（令和27年）は67,198人、2070年（令和52年）は37,660人になると推測される。



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
0~14歳 (人)	10,313	8,525	7,129	6,142	5,571	4,970	4,276	3,571	2,961	2,507	2,183
構成比 (%)	10.3%	9.1%	8.2%	7.6%	7.6%	7.4%	7.0%	6.5%	6.1%	5.8%	5.8%
15~64歳 (人)	53,697	49,044	44,737	40,432	35,235	30,565	26,841	23,827	21,057	18,004	15,234
構成比 (%)	53.6%	52.4%	51.4%	50.3%	47.8%	45.5%	44.2%	43.7%	43.3%	41.9%	40.5%
65歳以上 (人)	36,263	36,106	35,104	33,783	32,959	31,663	29,652	27,162	24,609	22,456	20,243
構成比 (%)	36.1%	38.5%	40.4%	42.1%	44.6%	47.1%	48.8%	49.8%	50.6%	52.3%	53.7%
総人口 (人)	100,273	93,675	86,970	80,357	73,765	67,198	60,769	54,560	48,627	42,967	37,660

・基準人口＝総務省統計局「国勢調査」による、2020年10月1日現在、市区町村、男女、年齢5歳階級別人口（総人口）
 ・出生に関する仮定値＝将来の子ども女性比（0-4歳人口の20-44歳女性人口に対する比）及び0-4歳性比（0-4歳女性人口100人当たりの0-4歳男性人口）
 ・死亡に関する仮定値＝将来の生残率
 ・移動に関する仮定値＝将来の移動率
 資料：国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

(2) 各地域の将来人口推計

前号の本市全体の人口推計の増減率を、八幡、松山及び平田の各地域に当てはめた場合に算出される将来人口推計は以下のとおり。

ア 八幡地域

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
0～14歳 (人)	466	385	322	278	252	225	193	161	134	113	99
構成比 (%)	8.9%	7.8%	7.0%	6.5%	6.4%	6.2%	5.9%	5.4%	5.0%	4.8%	4.8%
15～64歳 (人)	2,478	2,263	2,065	1,866	1,626	1,411	1,239	1,100	972	831	703
構成比 (%)	47.4%	46.0%	44.9%	43.7%	41.2%	38.9%	37.6%	37.0%	36.6%	35.3%	33.9%
65歳以上 (人)	2,281	2,271	2,208	2,125	2,073	1,992	1,865	1,709	1,548	1,413	1,273
構成比 (%)	43.7%	46.2%	48.1%	49.8%	52.5%	54.9%	56.6%	57.5%	58.3%	59.9%	61.4%
総人口 (人)	5,225	4,920	4,595	4,268	3,951	3,627	3,297	2,969	2,653	2,357	2,075

イ 松山地域

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
0～14歳 (人)	267	221	185	159	144	129	111	92	77	65	57
構成比 (%)	6.7%	5.8%	5.2%	4.8%	4.7%	4.6%	4.3%	4.0%	3.7%	3.5%	3.5%
15～64歳 (人)	1,901	1,736	1,584	1,431	1,247	1,082	950	844	745	637	539
構成比 (%)	47.4%	45.8%	44.6%	43.3%	40.7%	38.4%	37.0%	36.4%	36.0%	34.6%	33.2%
65歳以上 (人)	1,843	1,835	1,784	1,717	1,675	1,609	1,507	1,380	1,251	1,141	1,029
構成比 (%)	45.9%	48.4%	50.2%	51.9%	54.6%	57.1%	58.7%	59.6%	60.3%	61.9%	63.3%
総人口 (人)	4,011	3,792	3,552	3,307	3,067	2,820	2,568	2,316	2,073	1,844	1,625

ウ 平田地域

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
0～14歳 (人)	572	473	395	341	309	276	237	198	164	139	121
構成比 (%)	10.2%	9.0%	8.1%	7.5%	7.4%	7.2%	6.8%	6.4%	5.9%	5.6%	5.6%
15～64歳 (人)	2,760	2,521	2,299	2,078	1,811	1,571	1,380	1,225	1,082	925	783
構成比 (%)	49.3%	48.1%	47.1%	45.9%	43.4%	41.1%	39.8%	39.3%	38.9%	37.5%	36.1%
65歳以上 (人)	2,262	2,252	2,190	2,107	2,056	1,975	1,850	1,694	1,535	1,401	1,263
構成比 (%)	40.4%	42.9%	44.8%	46.6%	49.2%	51.7%	53.4%	54.4%	55.2%	56.8%	58.3%
総人口 (人)	5,594	5,246	4,885	4,526	4,176	3,822	3,466	3,117	2,782	2,465	2,167

4 市行財政の状況

(1) 市財政の状況

酒田市の財政状況は、表1-6で示すとおり財政力指数0.494(令和2年度交付税算定)である。

表1-6 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	55,400,730	56,710,153	75,505,695
一般財源(※1)	31,007,768	31,222,373	30,425,546
国庫支出金	7,020,520	5,377,640	20,689,471
都道府県支出金	3,034,432	4,177,395	5,593,472
地方債	8,982,900	6,781,100	5,998,000
うち過疎対策事業債	182,100	514,500	369,600
その他	5,355,110	9,151,645	12,799,206
歳出総額 B	53,464,717	55,136,933	73,706,009
義務的経費	21,389,241	23,072,348	24,276,081
投資的経費	6,385,450	6,124,060	10,014,843
うち普通建設事業	6,331,011	6,091,294	10,010,161
その他	25,690,026	25,940,525	39,415,085
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,936,013	1,573,220	1,799,686
翌年度へ繰り越すべき財源 D	269,650	145,555	152,287
実質収支 (C-D)	1,666,363	1,427,665	1,647,399
財政力指数	0.481	0.460	0.494
公債費負担比率	17	18	16
実質公債費比率	—	11.4	10.0
起債制限比率	11	—	—
経常収支比率(※2)	90	94	94
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	61,438,252	63,806,844	59,376,281

※1 主に市税、地方譲与税、地方交付税

※2 臨時財政対策債を含む比率

(2) 主要公共施設等の整備状況

八幡、松山及び平田地域及び酒田市の主要公共施設等の整備状況は、それぞれ表1-7(1)、表1-7(2)に示すとおりである。

■ 区域（八幡、松山及び平田）の合算表

表1-7(1) 八幡、松山及び平田地域の主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道 改良率 (%)	39.1	51.4	57.8	74.5	75.1
市道 舗装率 (%)	54.2	81.9	86.8	89.4	89.6
農道 延長 (m)	—	—	—	64,286	64,286
耕地1ha当たりの農道延長 (m)	35.1	35.6	48.9	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	130,263	130,263
林野1ha当たりの林道延長 (m)	5.7	7.5	6.7	—	—
水道普及率 (%)	95.1	97.0	99.3	99.4	99.5
水洗化率 (%)	—	9.5	53.2	91.4	97.9
人口千人当たり 病院、診療所の病床数 (床)	6.2	6.5	4.4	2.5	0.0

■ 市全域の合算表

表1-7(2) 酒田市の主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市道 改良率 (%)	44.7	56.6	67.3	74.2	75.8
市道 舗装率 (%)	68.8	85.3	95.1	96.0	96.3
農道 延長 (m)	—	—	—	156,777	165,780
耕地1ha当たりの農道延長 (m)	70.1	70.3	82.8	—	—
林道 延長 (m)	—	—	—	138,773	131,302
林野1ha当たりの林道延長 (m)	6.0	9.2	7.3	—	—
水道普及率 (%)	97.2	97.8	99.4	99.6	99.7
水洗化率 (%)	6.9	15.4	41.8	88.5	97.3
人口千人当たり 病院、診療所の病床数 (床)	12.9	12.9	15.8	13.2	13.0

【資料】

昭和55年度から平成12年度まで：公共施設状況調査
 平成22年度及び令和2年度：市道改良率、舗装率…道路施設現況調査、道路台帳調書
 農道延長、林道延長…公共施設状況調査
 水道普及率…水道統計等
 水洗化率…公共施設状況調査、一般廃棄物処理事業実態調査
 人口千人当たり病院診療所の病床数…公共施設状況調査

5 地域の持続的発展の基本方針

(1) 地域の持続的発展の基本方針

本市の総合計画（平成30年度～令和9年度）では、市全体のまちづくりの方向性として「めざすまちの姿」を、以下のとおり定めている。

- 果敢にチャレンジできる産業交流の盛んな港（湊）まち
- 五感をもてなす感動のまち
- 対話を通じた市民の参加があふれるまち
- 誰もがいきいきと暮らし「住み続けたい」と思えるまち

また、人口減少により今後さまざまな課題が待ち受けると思われる社会の中で、このようなまちを築いていくためには、市民と行政とのパートナーシップのもと、本市に暮らす市民みんなの力で、まちをつくっていかなければならない。まちをつくるのは「人」であり、共創・協働のまちづくりやひとづくりが重要だとして、めざすまちの姿を表す合言葉を「賑わいも暮らしやすさも共に創る（ともにつくる）公益のまち酒田」と定めている。

加えて、過疎地域の振興について定めた章・政策では、担い手の確保・育成等、日常生活の支援、農業の振興、森林の整備、鳥海山・飛島ジオパークの活用などの課題解決に向けて取り組むことで、地域の交流人口の増加を目標に掲げている。

八幡、松山及び平田の過疎地域においても、本市総合計画に定めるめざすまちの姿を共通の理念とし、地域づくりに取り組んでいく。

また、山形県過疎地域持続的発展方針では、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機にテレワークが普及し、働き方の多様化により地方への移住が注目され、過疎地域が再評価されているところではあるが、過疎地域が持続的な発展をしていくため、地域社会を担う人材の育成・確保、デジタル技術を活用した効率化・省力化、地域住民と外部人材の共生・共創による取組みを進めていく」としており、以下の5つの過疎地域の持続的発展の基本的な方向性を示している。

- (1) 新たな人の流れの創出と移住・定住の促進
- (2) 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保
- (3) デジタル技術の活用
- (4) 住民が安心できる生活環境の確保
- (5) 市町村の行財政基盤の強化と県による広域的支援

これらの方向性は、本市の過疎地域の持続的発展を図る上でも重要な視点であり、今後山形県との連携を深め関連施策の推進に注力することで、本市総合計画の目標である地域の交流人口の増加につなげていく。

本市の過疎地域は多くの課題を抱えている一方で、鳥海山や出羽丘陵の豊かな自然に恵まれ、多様で特色ある歴史及び文化資源を数多く有するなど、地域の発展に向け潜在力と可能性を秘めている。また、山形県過疎地域持続的発展方針でも示されているように、新

型コロナウイルスの感染拡大を機に過疎地域での暮らしが再評価されている現状を好機と捉え、豊かな自然環境等の恵まれた地域資源を生かした循環型社会の構築に向けて、各地域の持つ魅力や特色を明確にして、個性あふれ活力ある地域社会の実現に努めていく。

(2) 各地域の地域づくりの方向性

ア 八幡地域

八幡地域の人口は年々減少してきており、今後も少子高齢化は高い水準で推移していくと想定されていることから、地域の生活環境の維持においても不安な要素を含んでおり、人口減少に歯止めをかける意味でも、引き続き生活基盤の整備や地域振興のための施策を推進していかなければならない。

八幡地域の最大の魅力である「鳥海山」をキーワードとした豊かな水資源、品質の高い農産物などの地域資源を生かしたプロモーションを行うことによる、地場産業の振興と就労の場の確保を図り、各分野の所得の向上を目指す。

従来から日本百名山としても有名であった鳥海山は、平成 28 年度に「鳥海山・飛島ジオパーク」として認定され、本市観光コンテンツの目玉として、日本遺産と双璧の位置付けとされている。令和 2 年及び令和 6 年の 2 度の再認定を経て、今後も引き続き既存コンテンツの磨き上げや、地域住民の機運醸成、周辺施設のプロモーション、インフラの整備などを積極的に行い交流人口の拡大を図るとともに、世界ジオパークの認定に向けた取り組みを加速することを継続していく。

特に玉簾の滝は、本市のジオサイトを代表する自然資源であり、八幡地域においてこのような資源を活用したジオツーリズムを推進するためには、トイレ等の周辺施設の再整備を考えていく必要がある。

日向川、荒瀬川に囲まれた当地域は災害の発生も想定される地域であるため、減災、防災対策にも力を入れ、必要な対策を講じ、安全・安心なまちづくりに努めていたところであるが、令和 6 年 7 月 25 日からの大雨では、荒瀬川の水位が上昇したことにより甚大な被害を受けた。これにより令和 7 年 2 月 12 日に策定した復旧・復興方針に沿い、甚大な被害を受けた大沢地区をはじめ被災地域の復旧・復興の実現に向け、更なる発展を目指す。

急速に進む少子高齢化の中で、子どもから高齢者まで安心して暮らすために必要な子育て支援センター、学童保育施設等を活用した就労と子育ての両面を支援する環境づくりを進めるとともに、高齢者等の保健、福祉、地域による支援のネットワーク化を進め、安心して生活できる環境づくりを推進する。

また、地域振興を図る上で重要なコンテンツとなる、地域の文化や歴史、特徴的な自然環境の魅力を発信し、認知度の向上や交流人口の拡大を図り、誇りの持てる地域づくりに努めていく。

さらには、主要道路の整備を引き続き進め、生活の利便性を高めるとともに、生活雑排水の排水対策、資源のリサイクルなどの有効活用などを進め、自然環境にやさしい地域づくりを進めていく。

中山間地域は里山の荒廃や山際等の条件不利地において不耕作農地が増加していることで、クマやイノシシ等の野生鳥獣が民家の近くでも多数目撃され、住民の脅威となっている。そのため、野生鳥獣に対する対策を早急に進め、住民の安心・安全を確保する必要がある。

イ 松山地域

松山地域の人口は年々減少しており、出生数が大幅に減少していることから少子高齢化の急速な進展が危惧され、地域の生活環境の維持においても不安な要素を含んでいる。しかし、地域に残り活性化に積極的に取り組む若手もいることから、外部人材や関連団体等と連携して一緒に地域課題の解決に取り組み、たとえ人口が減り高齢化が進んでも、健康で活力があり、住み続けたいと思える地域づくりを推進していく。

高齢者健康教室「いきいきくらぶ」、「松山健康福祉フェア」などの事業をロコモ予防隊、社会福祉協議会松山支部や地域包括支援センターまつやまと連携して実施することにより、高齢者の健康増進を図り、自宅での引きこもりを防止し、誰もが元気でいきいきと暮らしていける環境づくりを推進する。

公共交通の在り方や買い物先の確保など、松山地域協議会や自治会、民生委員等と連携して支援が必要な世帯へのニーズ調査を行いながら、5年10年先を見据えた支援策を検討し、地元企業やコミュニティ振興会、新たに配置する地域おこし協力隊の外部人材等と連携を図り、高齢となっても安心して暮らしていける地域づくりを目指していく。

松山歴史公園などの歴史文化資産、眺海の森の自然や景観など、松山の宝推進協議会と松山にぎわい創出実行委員会、松山観光物産事業実行委員会などと連携して、松山地域の魅力の情報発信やイベント等を開催し、にぎわい創出と交流人口の拡大を図る。また、松山の宝の構成資産である、松山城大手門、總光寺庭園、松山能、松山藩荻野流砲術などの文化財の保存・伝承も合わせて考えていく必要がある。その中心的な役割を担う人材として、地域おこし協力隊を支所に配置し、新たな発想での取組に対し協力や支援を行う。

また、眺海の森のにぎわい創出のために、眺海の森さんさんの民間による利活用を促進する。経営不振のため平成31年から休館となっている同施設は、公共施設としての再開は難しいと認識しており、民間のアイデアや資金力による展開を想定する。眺海の森の美しい景観は、かけがえのない地域の財産であり、今後も松山地域の象徴的な存在としてあり続けることができるよう、持続可能性を重視した利活用を検討していく。

ウ 平田地域

平田地域では、特に中山間地域において、人口の減少と少子高齢化に歯止めがかから

ず、地域の存続にも影響が出るなど厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、今後、地域を持続的に発展させていくためには、豊かな自然と、先人の築いてきた歴史と文化、産業等の基盤を大切にしながら、地域と行政の協働により、誰もが豊かで安心して暮らしていける魅力ある地域づくりを進めていく。

地域住民が安全・安心に生活していくためには、各地区のコミュニティ振興会と自治会がそれぞれの役割を分担するとともに、相互の連携体制の強化を図り、地域課題の解決や地域防災体制を構築していく。

あわせて、高齢者等の生活環境を維持するために買い物支援に取り組んでいる田沢コミュニティ振興会を参考とし、他の地域にも波及させ、地域力を高め、支え合い、助け合える地域づくりに取り組む。

平田の地域特性として、地域内には駅があり、高速道路や主要国・県道とのアクセスがよいという利便性や土地価格面での優位性などを生かし、子育て世代や高齢者が暮らしやすい快適な環境整備などの地域づくりを推進する。

さらには、移住・定住促進を図るためにも、里山の豊かな自然環境を生かし、農村回帰や田舎暮らしの贅沢さを発信することにより、魅力ある企業を誘致するなど移住・定住を促進し、人口減少の抑制を図る。

また、十二滝・経ヶ蔵山・胎蔵山等の自然、温泉・悠々の杜自然歴史公園・生涯学習センター・旧阿部家等の観光文化施設や芸術（地域出身の彫刻家：石黒光二氏・在住の水彩画家：あべとしゆき氏）などといった地域ゆかりの人材や資源を有機的に活用し、特色あるイベントを展開することにより賑わいを創出し、関係人口、交流人口の拡大を図る。そうした取組みを行うことにより、各産業分野の所得向上に繋げ、地域経済の活性化を図る。

6 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指標	基準値	目標値 (令和12年度)	備考
交流人口	59.0万人	88.3万人	地域内観光施設等の入込数。基準値は令和6年度実績値。コロナ前（平成28年度）の水準に戻すことを目標とする。
八幡・松山・平田地域に住み続けたいと思う市民の割合	70.6%	80.0%	基準値は令和5年度市民アンケートによる。

※酒田市総合計画（後期計画）成果指標より

7 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、掲載した事業の進捗状況の確認及び目標指標の達成状況の評価を行い、地域協議会等の地域住民の視点からの評価を得る場に報告する。

8 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

9 公共施設等総合管理計画との整合

酒田市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）において定められた公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針との整合を図り、過疎地域における公共施設等についても、当該基本方針により本計画を推進する。

【公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針】

- ① 将来世代に負担を残さない
- ② 質の高いストックを継承する
- ③ まちづくりとの連動を図る

第2 分野別事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

八幡、松山及び平田地域を含む本市の人口は、昭和30年の128,273人をピークに減少し、一時的に回復した時期はあるものの、減少の一途を辿っている。その要因の一つが人口の社会減であり、本市の場合、特に進学・就職に伴う若者（18～22歳）の市外流出が社会減の大きな要因となっている。RESAS（地域経済分析システム。経済産業省・内閣官房提供_ <https://resas.go.jp/>）における5年ごとの年齢階級別の移動状況からも、20代後半から30代前半にかけて転入超過が見られるものの、10代後半から20代前半にかけての大幅な転出超過が見て取れる。

転出超過を抑え、20代後半から30代前半の年代の転入超過を維持進展させていくため、若年層の地元定着を推進するとともに、大幅な転出超過先となっている首都圏等に対するU I Jターンを促すためのPRを強化していくなどの施策が必要である。



また近年は「都会を離れて地方で暮らしたい」「地域社会に貢献したい」など、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする「田園回帰」の流れが高まるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、過密状態の都市部から働く場や生活の場を過疎地域に移す動きも出始めていると言われている。八幡、松山及び平田地域では、令和6年度までに11名の地域おこし協力隊を受け入れ、うち8名が退任後も本市で暮らし続けることを選択している。今後も地域おこし協力隊等の地域外人材を積極的に受け入れ、地域の活性化につなげるとともに、移住・定住を促進する必要がある。

更に、過疎地域をはじめとする人口急減地域においては、第一次産業や福祉分野等の担い手不足が顕在化する一方で、単一の事業（労働）のみでは安定的な雇用を創出できない現状がある。地域内の複数の事業者の労働需要を集約した上で、その需要に応じて人材を派遣する※1 特定地域づくり事業協同組合制度や、地方への移住を希望する都市部在住の若者や地域おこし協力隊退任者などの地域づくり人材を活用し、過疎地域に人を引き寄せる新たな流れを創出する必要がある。

② 地域間交流

八幡、松山及び平田地域では、それぞれの地域で平成 17 年の市町合併前から友好都市との交流や国際交流に取り組んできた。引き続き、国内外の都市間交流を大切にするとともに、地域出身者等で構成するふるさと会との交流などを推進し、人の交流から物の交流へ、物の交流から人の交流へつなげる必要がある。

ア 八幡地域

沖縄県東村と旧八幡町の町政施行 50 周年を機会に同村と友好町村の盟約を結び、毎年、小学生を対象とした交流を実施している。また、東京の庄内やわた会とも交流を行っている。

イ 松山地域

宮城県大崎市（旧松山町を含む）及び鹿児島県志布志市（旧松山町を含む）と友好町の盟約を締結し、各関係団体等で相互交流を行っている。また、東京松山会は会員の減少により令和 7 年度をもって解散してしまったが、ふれあい酒田へ合流し旧会員同士の交流を継続している。

ウ 平田地域

岐阜県海津市（旧平田町を含む）と友好町の盟約を締結し、小学生の交流事業を行っている。また、平田地域から始まった首都圏の中学生の受け入れについても、農産物や観光資源の PR やふるさと納税などを通じ、地域のファンとしての交流が続いている。

また、それぞれの特色ある地域資源（豊かな自然、文化・伝統芸能、芸術等）を活用した事業を展開し、八幡、松山及び平田地域と本市の市街地地域や周辺市町との人的交流など、都市地域と中山間地域あるいは中山間地域同士の交流を促進していく必要がある。

※1 特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するために、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する者）を事業者の人手が必要な時期に派遣する制度。地域づくり人材のベースキャンプと言える。安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等と呼び込むことと、地域事業の維持・拡大が期待される。

③ 人材の育成

地域コミュニティの活性化には、地域住民自らが地域の課題や資源に気付き、自分事として主体的に取り組む意識の醸成が重要であり、そのためには、地域のありたい姿を話し合う機会の創出が必要である。その話し合いを促進し、地域活動をコーディネートすることができる、地域の将来を担う人材育成を支援する必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

- ・各種支援策や地域資源のPRなど総合的な施策を展開することで移住者の増加を促進し、本市の人口に対する社会減を抑制する。
- ・地域おこし協力隊等の地域外人材を積極的に受け入れ、移住・定住を促進する。
- ・地域づくり人材を、過疎地域に引き寄せる新たな人の流れを創出するため、特定地域づくり事業協同組合制度については、すでに取り組んでいる他市町村の状況を把握しながら検討を進める。

② 地域間交流

- ・友好都市等との交流を推進し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。
- ・国内交流、国際交流を通じて、地域の将来を担う人材の育成を図る。
- ・特色ある地域資源を活用した事業を展開し、都市地域と中山間地域、中山間地域同士の交流を促進する。

③ 人材の育成

- ・主体的な活動に取り組むコミュニティ振興会に対し、地域の将来を担う人材の育成について支援する。

【「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値	目標値 (令和12年度)	備考
地域おこし協力隊員数	3人	20人	※酒田市全体としての目標設定
交流人口(再掲)	59.0万人	88.3万人	地域内観光施設等の入込数。基準値は令和6年度実績値。コロナ前(平成28年度)の水準に戻すことを目標とする。

(3) 計画

本計画において、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業(移住・定住)	<p>移住交流推進事業</p> <p>中古住宅や空き家に住む場合の初期経費の補助などの支援により、移住・定住を促進するもの。</p> <p>【事業の必要性】 過疎地域への移住・定住を促進する動機付けとして必要性は高い。</p> <p>【事業の効果】 少子高齢化の進む過疎地域の将来的な振興策として、施策効果は高い。</p>	酒田市	全地域
		<p>地域おこし協力隊推進事業</p> <p>地域課題を地域とともに考える人材として、積極的に受け入れを行い、その活動を支援することで移住・定住を促進するもの。</p> <p>【事業の必要性】 過疎地域への移住・定住に直結する仕組みとして必要性は高い。</p> <p>【事業の効果】 地域おこし協力隊が地域課題に取り組むことで、地域力の維持・強化を図りつつ、将来的な移住・定住につながる。</p>	酒田市	全地域
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業(地域間交流)	<p>地域振興事業</p> <p>ジオパークの推進、コミュニティビジネスの創出、文化的地域資産群の活用・情報発信、自然体験教室、地域の魅力を発信するイベント、地域にゆかりのある芸術家に関するイベントなどを行うもの。</p> <p>【事業の必要性】 街のにぎわいを創出し、交流人口の増加と地域の活性化を図るために、必要性は高い。</p> <p>【事業の効果】 地域の交流・関係人口の拡大と経済効果への波及、地域活動の担い手の確保や育成により、将来にわたる地域の活力を維持することにつながる。</p>	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業(人材育成)	<p>コミュニティ振興事業</p> <p>コミュニティ振興会の主体的な活動を支援するために総合的な交付金を交付するとともに、当該交付金に地域住民が自ら地域の在りたい姿について話し合う地域計画策定に係る経費分と、地域活動の一翼を担う集落支援員に係る経費分を加算するもの。</p> <p>【事業の必要性】 持続可能なコミュニティを維持していくためには、地域住民の地域づくりに対する自分事化を引き出し、地域活動を実践する人材が必要である。</p> <p>【事業の効果】 地域住民の地域づくりに対する自分事化と地域の将来を担う人材となり得る集落支援員の配置等により、地域住民の主体的なコミュニティ活動が活性化し、将来に渡る地域コミュニティの維持につながることを期待される。</p>	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。



2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

八幡、松山及び平田の各地域ともに水稲が基幹作物であるが、各地域とも農家戸数は年々減少しており、農業人口の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足への対応が必要である。一方で、各地域とも経営体あたりの経営耕地面積は増加傾向にあり、経営規模別耕地面積では5ヘクタール以上の経営体も多くみられ、農地の集約化が進んでいる。

表2-1 経営耕地総面積に占める田の面積の割合

(単位：ha)

年次	八幡			松山			平田		
	経営耕地総面積	田の面積	田の割合	経営耕地総面積	田の面積	田の割合	経営耕地総面積	田の面積	田の割合
平成27年(2015)	1,244	1,124	90%	1,045	989	95%	1,224	1,182	97%
令和2年(2020)	1,108	1,076	97%	971	908	94%	1,176	1,135	97%

出典 | 農林業センサス

表2-2 地区別販売農家数・農業専従人口・平均年齢の推移

年次	八幡			松山			平田		
	販売農家(戸)	農業専従者		販売農家(戸)	農業専従者		販売農家(戸)	農業専従者	
		世帯員数(人)	平均年齢(歳)		世帯員数(人)	平均年齢(歳)		世帯員数(人)	平均年齢(歳)
平成2年(1990)	832	-	-	664	-	-	999	-	-
平成12年(2000)	563	-	-	515	-	-	741	-	-
平成22年(2010)	271	222	63.2	168	117	59.8	308	244	63.6
平成27年(2015)	257	207	64.9	137	113	61.6	279	250	65.2
令和2年(2020)	205	191	65.5	140	133	64.7	229	221	65.2

出典 | 農林業センサス

- ・販売農家 …経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
- ・農業専従者…調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員

※2010年世界農林業センサスの数値は、過年度との単純な比較はできないことに留意…上記調査においては、集落営農等協業経営体で経営している耕地は農家の経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地として扱うため、その部分を農家の経営耕地から除いた上で、農家の条件を満たす場合のみ農家数として計上されている。そのため、例えば所有するすべての土地を集落営農等で経営していた場合、本調査における『農家数』には含まれない。集落営農の組織率が高い本市においては、その影響を大きく受け、販売農家数が減少している。

表2-3 農業経営体数

(単位：経営体)

年次	農業経営体数(3地域合計)	うち5.0ha以上の経営体
平成27年(2015)	730	167
令和2年(2020)	622	176

出典 | 農林業センサス

今後も、効率的かつ安定な農業経営を図るため経営体の法人化を推進し、農業後継者の確保、育成に努めるとともに、農地の集約、圃場の大区画化、用排水路の整備を推進することで、作業効率を高めて担い手を確保する必要がある。

また、八幡、松山及び平田地域の基幹産業である農業の基盤整備を図る上で、農道の整備も重要である。最近の厳しい農業情勢の中で農道本来の受け持つ農業の効率化のみならず、担い手の定住条件の整備や集落周辺とのスムーズな連携のため、集落間農道の改良舗装や自然環境保全に配慮した農道整備を継続的に進めていく必要がある。加えて、農道の維持管理は、農業従事者により集落ぐるみの生活基盤の維持活動として草刈などが行われてきたが、担い手の高齢化によりマンパワーが減少しており、維持管理を軽減するための仕組みを構築する必要がある。

なお、畜産業においては、飼料価格や資材等の生産費用が高騰し厳しい経営状況にあるため、安定した畜産経営に向けた対策を講じる必要がある。市内における酪農については、高齢化による廃業で担い手が減少傾向であることに加え、山形県を代表するブランドの山形牛は、山形県内における肥育素牛の自給率が低い状況にある。これからの酪農・肉用牛生産の経営は、輸入飼料価格の変動に左右されない経営への転換が重要であり、より一層の地域に根ざした経営が求められる。耕畜連携の強化を進め、外部要因を受けにくい経営体制の確立、酪農経営基盤拡大に伴う地域雇用の増大、県産ブランド牛「山形牛」の更なるブランド力の向上と生産拡大、酪農経営から産出される生乳を利用した生乳加工品等による地場産業の拡大を図る必要がある。

加えて、近年、里山の荒廃等により有害鳥獣の生息域が拡大しており、農作物等に多大な被害をもたらしていることから、酒田市鳥獣被害防止計画に基づき関係者間で連携し基本的な対策を実施していくほか、デジタル技術の活用も検討する必要がある。

② 林業

八幡、松山及び平田の各地域ともに人工林の割合が高く、主伐時期が訪れているが、林業従事者の高齢化、若者の林業離れ等により、手入れが進んでいない状況である。森林については、木材生産機能としてだけでなく、自然環境の保全、良質な水の安定供給、地球温暖化防止などの公益的機能に加え、森林空間の総合利用など、さまざまな役割について期待が高まっている状況にあることから、森林施業の共同化に向けた体制整備、作業路網の整備と林業機械の導入、森林保育技術の向上、地域産材の利活用促進、間伐材等の木質バイオマス資源の有効活用などに積極的に取り組み、広大な森林を適切に管理し、持続的生産活動を行いながら、効率的で安定的な経営の基盤づくりを進める必要がある。また、防風等の公益的機能を持つ出羽丘陵地帯の松林を松くい虫の被害から守り、地域の暮らしや産業の基盤となっている森林環境の保全を図るため、松くい虫防除と被害木の伐倒駆除を継続して行う必要がある。

加えて、林道は、優良材生産を目的として森林の適切な管理を長期的に行うために、

必要不可欠なインフラである。高齢化、担い手不足等現状が深刻化している中、森林施業の共同化、機械化に合わせた計画的な林道及び作業道の整備を進める必要がある。林道の維持管理は、林業従事者により集落ぐるみの生活基盤の維持活動として草刈などが行われてきたが、担い手の高齢化によりマンパワーが減少しており、維持管理を軽減するための仕組みを構築する必要がある。

表 2-4 総面積に占める林野面積の割合等

地域別	八幡	松山	平田
総面積に占める林野面積の割合	82.4%	51.1%	80.4%
林業作業受託実経営体数 (単位：経営体)			
平成22年(2010)	4	-	1
平成27年(2015)	3	-	2
令和2年(2020)	2	-	1

出典 | 農林業センサス

③ 商工業・情報サービス業等

商業については、八幡、松山及び平田の各地域における商店の多くは家族経営を中心とする小規模な店舗であり、地域の商業者を取り巻く環境は、就労形態の変化、道路交通網の整備による商業圏域の拡大、後継者不足など厳しい環境に直面している。地域における地元消費や店舗数の減少に対応するため、商工会などの関係団体と連携し、それぞれの地域の特性を生かした地域商店の魅力向上を図る必要がある。加えて、交通の便が不自由な中山間部においては、地元の商店の閉鎖等により日常の買い物に不便をきたしている高齢者等に対し、地域コミュニティや生活を支えるための対策が課題となっている。

工業については、八幡、松山及び平田の各地域には製材業、電子部品製造業、繊維工業、食料品製造業などが立地しているが、地域外に就労している労働者が多く、安定した雇用につながる地域内企業の育成が求められている。既存企業の近代化、経営基盤の確立を進めるとともに、地場産品を生かした地元企業の育成や地域の特性を生かした起業支援など、安定した雇用の場を確保する必要がある。

また、昭和53年以降、マイナス傾向が続く人口の社会減(転出超過)を打開するため、製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、宿泊業等の業種において、新たな企業立地や設備投資を促す支援が必要である。

④ 地場産業(特産品開発)

地域資源、地域特性を活用し、消費者のニーズを的確に捉えた農水産物、林産物の付加価値を高める特産品の開発や、それらの効果的な情報発信、販路の拡大、それを担う人材育成に取り組む必要がある。八幡地域の生乳加工品、松山・平田地域の麩加工品など、農業生産物を活用したさまざまな食料品の生産及び加工が行われているが、引き続

き、時代のニーズにあった農商工等連携による地域の特産品開発を積極的に推進する必要がある。

⑤ 観光・レクリエーション

八幡、松山及び平田地域の恵まれた資源環境や歴史・文化を背景に、各地域それぞれに観光施設の整備等を行ってきたが、新たな観光需要の掘り起こしや観光施設の老朽化等の課題に対応する必要がある。

ア 八幡地域

観光の拠点として鳥海高原家族旅行村、舞鶴公園及び八森自然公園、温泉施設、宿泊交流施設、産地直売施設を整備してきた。利用者の多様化するニーズに対応するためソフト事業の充実を図るとともに、中長期的な整備計画等を踏まえつつ、地域特性を生かした拠点づくりを目指していく必要がある。また、令和6年2月に日本ジオパーク委員会の再認定を受けた「鳥海山・飛島ジオパーク」に関しては、本市を代表するジオサイト玉簾の滝へのジオツーリズムに対応した施設整備など、各種取り組みを充実させ、世界ジオパークへの認定に向けた取り組みを推進する必要がある。

イ 松山地域

恵まれた自然の中で庄内平野と日本海が一望できる「眺海の森」には、スキー場、外山ロッジ、キャンプ場、阿部次郎文学碑、峰の薬師公園及び遊歩道などが整備されているが、中核施設であった眺海の森さんは、経営不振のため平成31年1月から休館しており、今後の利活用が課題となっている。また、藩政時代から城下町として栄えてきたことから、史跡、神社仏閣、伝統芸能などの有形無形の文化財が多く残されている。これらの資源を有機的に活用し、多様な自然、文化を体験できる観光ルートの確立を図っていく必要がある。

ウ 平田地域

十二滝、胎蔵山や経ヶ蔵山、田沢川ダム周辺や温泉施設、悠々の杜自然歴史公園等の観光資源が数多く存在しているにもかかわらず、活用が十分とは言えない状況にある。近年、自然体験や癒しなど農村回帰を求める都市住民の増加など農村が見直されていることから、これらの観光ニーズに対応するため、それぞれの観光資源の整備を図り、有機的に結び付け、活用を図っていく必要がある。

(2) その対策

① 農業

- ・農業生産基盤整備により農地流動化を促進し担い手農家への農地の利用集積等を図る。
- ・農地の効率的な利用を図り、農村生活環境を改善するため農道を整備する。

- ・耕種農家と畜産農家が連携する循環型農業を推進する。
- ・輸入飼料価格の変動に左右されない地域に根ざした経営を目指す大規模畜産（※² 畜産クラスター）に対し支援する。
- ・農村集落における老朽化している集会施設の改修を行い、農村集落の活性化を図る。
- ・有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した地域ぐるみの対策を実践するとともに、引き続き関係者間で連携し基本的な対策を継続するほか、デジタル技術を活用した有害鳥獣の監視システム等の導入、捕獲体制の強化を検討する。

② 林業

- ・大型の施業機械の通行に支障があるなど木材搬出が困難または非効率な林道において、計画的に改良整備を実施する。
- ・優良材の生産のため適期林齢における間伐を推進するとともに、地域資源を生かした循環型社会の構築に向けて、間伐材の有効利用を図る。
- ・林地の地籍調査により地籍を明確化して、森林経営計画の策定面積を増やし、持続可能で収益性の高い森林経営を促進する。
- ・国、県と連携しながら松くい虫防除と被害木の伐倒駆除を継続して行う。

③ 商工業・情報通信産業

- ・商工会等との連携強化に努め、物販、観光による交流の拡大を図る。
- ・各地域内に所在する製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、宿泊業等の業種において、新たな企業立地や設備投資に対し支援する。

④ 地場産業（特産品開発）

- ・農商工等連携を進め、起業促進を図るとともに、特産品の開発等を促進する。

⑤ 観光・レクリエーション

- ・各地域の特色を生かした観光資源の磨き上げ、老朽化した観光施設の改修整備、誘導案内看板等の整備、遊具等のレクリエーション施設の修繕、観光施設相互の連携とネットワーク化を推進する。
- ・鳥海山・飛島ジオパークの魅力向上に向け、既存コンテンツの磨き上げや、地域住民の機運醸成、周辺施設のプロモーション等を推進する。
- ・鳥海山・飛島ジオパークの世界ジオパークへの認定に向け、管理運営団体（鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会）の法人格取得や研究員の招へいなどの体制強化に取り組む。
- ・鳥海山・飛島ジオパークの拠点施設やジオツーリズムに対応した施設整備の検討を進

める。

- ・眺海の森の中核施設である眺海の森さんさんの利活用について検討を進める。

※2 畜産クラスター

畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が、クラスター（ぶどうの房）のように一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取り組みのこと

【「産業の振興」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値	目標値 (令和12年度)	備考
農業算出額	227.6億円	248.6億円	※酒田市全体としての目標設定 基準値は令和7年度目標値。
交流人口（再掲）	59.0万人	88.3万人	地域内観光施設等の入込数。基準 値は令和6年度実績値。コロナ前 (平成28年度)の水準に戻すこと を目標とする。

(3) 計画

本計画において、「産業の振興」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	農業基盤整備事業	酒田市	全地域
		土地改良負担事業	山形県	全地域
		農道整備事業 農道改修	酒田市	全地域
		農道整備事業 橋梁改修	酒田市	全地域
		農業用水利施設改修事業	酒田市	全地域
	(1) 基盤整備 (林業)	林道整備事業	酒田市	全地域
		林道施設長寿命化事業	酒田市	全地域
		森林作業道整備支援事業	団体	全地域 補助金
	(4) 地場産業の 振興(加工施設)	松山農産物加工所維持管理事業	酒田市	松山地域
	(9) 観光又はレ クリエーション	観光物産施設整備事業	酒田市	全地域
		松山スキー場改修事業	酒田市	松山地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業(第1次産 業)		森林病虫害等対策事業 出羽丘陵地帯の松林を松くい虫の被害から守るため、松くい虫防除と被害木の伐倒駆除を行う。 【事業の必要性】 松枯れなどによる森林荒廃を防ぎ、豊かな森林を残すために必要である。 【事業の効果】 松くい虫の被害を抑制し、健全な松林の再生と保全を図ることで、多面的機能を発揮する森林を保全する。	酒田市	全地域
		地籍調査事業 地籍（所有者・地番・地目・境界・面積）の明確化を図るものであり、土地に関する最も基礎的な情報を整備（登記簿：記載内容を修正、公図：地籍図に置き換え）するもの。 【事業の必要性】 土地の所有者、地番、地目、境界、面積等を正確に把握し、登記簿に反映させることで、土地に関する様々な問題を解決し、円滑な社会生活を支えるために必要である。 【事業の効果】 地籍の明確化により、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、課税の適正化・公平化、公共事業等の円滑化・コスト縮減が図られる	酒田市	全地域
		間伐実施推進事業 公益的機能の高い健全な森林の育成と林業労働力の確保及び間伐材の利用促進による中山間地域の経済の活性化を図るもの。 間伐事業及び間伐作業道整備事業に必要な経費に対する補助。 【事業の必要性】 管理不全による森林荒廃を防ぎ、豊かな森林を残すために必要である。 【事業の効果】 森林の健全な成長を促し、多面的機能を高めることで災害に強く、生物多様性と水源涵養機能に優れた森林を形成する。	団体	全地域 補助金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業(観光)	観光物産施設管理運営事業 地域内の重要な産業である観光産業の 活性化を図るために、観光物産施設の管 理運営を行うもの。 【事業の必要性】 地域に欠かすことができない観光物産 施設を維持することは、地域経済にとっ て必要である。 【事業の効果】 地域の交流人口の増加につながり、将 来の地域活性化に資する。	酒田市	全地域
	(11) その他	農村環境改善センター改修事業	酒田市	松山地域 平田地域

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・八幡地域 ・松山地域 ・平田地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・旅館業 	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2 産業の振興」「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり。

なお、遊佐町、庄内町、三川町、県機関や関係機関を含めて商談会や企業セミナーなどの共催事業を実施し、単独で行うよりも効果的な事業については協力して事業を実施する。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】 (一部)

産業振興施設／各施設の設置目的を踏まえ、利用状況等を検証したうえで、統廃合、民営化や譲渡等を検討する。

保養観光施設／公共サービスとしての必要性や利用状況、経営状況に加え、民間施設の状況を考慮しながら、継続活用か、地域や民間への移管、譲渡、廃止等を

検討する。

農道・林道／現状と使用状況を把握し、路線の重要度に応じた管理水準を設定した上で、整備目的に沿った適切な維持管理を進める。



3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

八幡、松山及び平田の全地域において光ファイバー網によるインターネット接続サービスが利用可能であり、居住区域においては、携帯電話不感地帯は解消されている。高度情報通信社会に対応するため、光ファイバー網や携帯電話網など整備された情報インフラについて、災害時や有害鳥獣・野生鳥獣出没時における情報収集や伝達、高齢者等の安否確認、買い物支援などへの活用手法を検討していく必要がある。

また、住民サービス、行政、地域のデジタル変革を進めることで地域課題の解決や地域における価値を創造する必要がある。

(2) その対策

- ・酒田市が行うサービスの認知や理解、手続の時間短縮等を目指す住民サービスのデジタル変革、^{※3}RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入等による業務効率化等の行政のデジタル変革、健康寿命の延伸、確かな学力向上、^{※4}スマート農業の推進等、多様な暮らし方や仕事、地域との関わり方を創り出す地域のデジタル変革の取り組みを推進する。

【「地域における情報化」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値	目標値 (令和12年度)	備考
コミュニティアプリを導入した自治会数	-	50件	※酒田市全体としての目標設定。令和8年度からの事業。なお自治会内アプリの導入・運用費用については各自治会負担。

(3) 計画

本計画において、「地域における情報化」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（デジタル技術活用）	地域活動推進事業（コミュニティアプリ） 市で導入する防災アプリの付帯アプリである電子回覧板機能をコミュニティ振興会・自治会と市との連絡手段として活用するもの。市がプラットフォームを導入し、希望する自治会には、自治会内の連絡手段として活用してもらう。	酒田市	全地域

		<p>【事業の必要性】</p> <p>人口減少や高齢化等による自治会の担い手不足で生じる紙媒体での情報伝達の限界や即時性、住民ひとりひとりの情報化に対応するためには、デジタル技術を活用した効率化が選択肢の一つとして必要である。</p> <p>【事業の効果】</p> <p>人口減少や少子高齢化の進む地域社会にとって、将来の持続可能な地域づくりに資する。</p>	
--	--	--	--

※3 R P A

人間がコンピューター上で行っている定型作業を、ロボットで自動化すること

※4 スマート農業

ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を推進する新たな農業のこと



4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

住民の生活範囲が広域化し、今後ますます拡大していくものと予測されることから、主要地方道の広域的な整備を促進する必要がある。また、各地域とも幹線市道については一定程度改良が進んだものの、生活道路として利用されている地区内の路線等については未改良区間も残っている。市民生活に密着した地域間の連絡道路や地域内交通の安全性を確保するため、市道の改良、舗装改修、橋りょうの延命化対策等を計画的に進める必要がある。

また、冬期間の積雪や地吹雪による交通障害を克服するため、市有除雪機械と県有除雪機械との連携を保ち交通確保に努めてきたが、今後も、防雪柵の整備や老朽化した除雪機械の更新等を計画的に行っていく必要がある。

ア 八幡地域

国道 344 号、同 345 号、主要地方道酒田八幡線、その他一般県道 3 路線の 6 つの基幹道路があり、これらに市道が接続し交通ネットワークを形成している。

国道については、国道 344 号市条バイパス、安田バイパス、上青沢バイパス、国道 345 号北沢バイパスの完成により、地域内を東西と南北に走る幹線道路で車の通行が円滑になっているが、冬期間の安全通行のため、さらに整備が必要な箇所がある。

イ 松山地域

国道 345 号、主要地方道酒田松山線、その他一般県道 4 路線の 6 つの基幹道路があり、これらに市道が接続し交通ネットワークを形成している。

国道及び県道については、国道 345 号松嶺バイパスの整備により中心地区の交通渋滞は緩和され、国道 47 号と 345 号を結ぶ県道大沼新田清川停車場線の改良も完成したが、住民生活や産業振興の面からも、庄内空港との最短路線である一般県道余目松山線（庄内橋の架替えを含む）の道路改築事業の早期完成が望まれている。

ウ 平田地域

国道 345 号、主要地方道酒田松山線、その他一般県道 7 路線の 9 つの基幹道路があり、これらに市道が接続し交通ネットワークを形成している。これらの道路は、いずれも本地域と他市町を結ぶ広域交通網であるとともに、生活道路として重要な機能を担っている。

一般県道については、都市部と農村部の交流拡大、産業の振興、若者の定住など中山間部における地域の活性化を図るうえで整備が必要な箇所がある。

② 公共交通

人口減少、少子高齢化の進展により、通学時の公共交通利用が見込まれる高校生が減少する一方、買い物や通院時の公共交通ニーズが高い高齢者の利用割合が増えている。

また、現在は自身でマイカーを運転しているものの、5年後、10年後には後期高齢者（75歳以上）となり、公共交通を「現在は利用していないが、今後利用したい」と考える潜在的な需要者が一定数存在し、加えて、高校生・大学生等の通学手段や、市街地から各支所地域への移動手段の確保が課題となっている。

民間の路線バスの廃止等に伴い導入したデマンドタクシーは、地域住民の重要な交通手段として一定程度、定着しつつある。引き続き運行時間や停留所など、市民の声を聞きながら更なる利便性向上に取り組む必要がある。その一方で、持続可能な移動手段としての現行の運行体制が効率的・効果的であるのかの分析、評価を行いながら、市民の「暮らしの足」の確保のあり方を検討していく必要がある。

また、市内から過疎地域（各支所地域）へ向かう観光客等の移動手段が限られている。地域の活性化には交流人口の拡大が必要不可欠であることから、市内外の方が利用できる、市内と過疎地域（各支所地域）を結ぶ移動手段を確保する必要がある。

（2）その対策

① 道路

- ・市道の改良、舗装改修、橋りょうの延命化対策等を推進する。
- ・明るく安全な街並みをつくるため、交通安全施設の改修などを進める。
- ・一般国道345号八幡バイパス、一般県道鳥海公園青沢線の整備を促進する。（八幡地域）
- ・一般県道余目松山線（庄内橋架替え含む）の早期完成を促進する。（松山地域）
- ・一般県道円能寺砂越停車場線、田沢下新田線の未改良区間の整備を促進する。（平田地域）
- ・冬期間の交通確保のため、除雪機械、防雪柵等の整備を進める。

② 公共交通

- ・観光客の過疎地域への交通手段として、タクシーが強みを発揮する交通サービスについて検討する。
- ・市街地と各支所地域を結ぶ、市内外の方が利用できる公共交通の確保を検討する。

【「交通施設の整備、交通手段の確保」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
デマンドタクシー 1台あたり乗車人数	1.53人	1.85人	※酒田市全体としての目標設定。
デマンドタクシー 乗車1人あたり経費	3,609円	3,609円	※酒田市全体としての目標設定。 現状を維持することを目標とする。

(3) 計画

本計画において、「交通施設の整備、交通手段の確保」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 (道路)	道路改良事業	酒田市	全地域
		道路舗装補修事業	酒田市	全地域
	(1) 市町村道 (橋りょう)	橋りょう延命化事業	酒田市	全地域
	(1) 市町村道 (その他)	側溝整備事業	酒田市	全地域
		防雪柵改修事業	酒田市	全地域
	(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業(公共交通)	デマンドタクシー運行事業 予約型公共交通のデマンドタクシー を運行し、利用促進を図るもの。 【事業の必要性】 過疎地域の高齢者や市街地地域への 通学生徒などの交通弱者にとって、定 時定路線型バス交通に代わる地域公共 交通として必要である。 【事業の効果】 過疎地域の交通手段の確保、高齢者 等交通弱者の移動利便性の向上を図る ことで、将来に渡る定住者の確保につ ながる。	酒田市	全地域
	(10) その他	県施行道路整備事業	山形県	全地域 負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】（一部）

道路／路線の重要度に応じた管理水準を設定した上で、定期的な点検・診断を行い、計画的に修繕・更新を進める。公民連携手法を導入するなど、管理体制の見直しの検討を進める。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

近年の水需要は、人口減少のほか、節水機器の普及やライフスタイルの変化などにより年々減少しており、今後もこの傾向は継続するものと考えられる。

八幡地域にある草津地内の湧水を水源とする大台野飲雑用水供給施設については、将来的な水需要を踏まえた施設運用を図っていく必要がある。

② 下水道施設

下水道の有収水量は、人口減少の影響に加え、節水機器の普及やライフスタイルの変化等により、年々減少傾向となっている。

公共下水道事業は、八幡・松山地域（観音寺地区の市街地を中心とする八幡処理区〔分流式 174ha〕、松嶺地区の市街地を中心とする松山処理区〔分流式 164.3ha〕）で実施しており、両処理区とも概成している。また、農業集落排水事業は、八幡、松山及び平田地域において9処理区を有しており、全て整備が完了している。一方で、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外については、快適な生活環境を整備するため、合併処理浄化槽の整備を図っていく必要がある。

③ 廃棄物処理・環境美化・野生鳥獣対策

八幡、松山及び平田の各地域において、一般廃棄物の減量化及び再資源化に向け、各自治会が中心となり、分別収集の指導や定期的な巡回による投棄ごみの回収、看板設置等の各種啓発活動等を実施している。

また、市民の公共空間である道路、公園、河川等の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援し、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民等との協働によるまちづくりを促進する必要がある。

その他、八幡、松山及び平田の各地域におけるし尿の収集運搬は、許可業者により行われているが、酒田地区広域行政組合のし尿処理施設に運搬するまではし尿貯留槽に貯留されている。八幡し尿貯留槽（21.6 m³×2基）については昭和40年3月、平田し尿貯留槽（70.68 m³）については昭和42年、松山し尿貯留槽（57.7 m³）については昭和48年8月に供用開始しているが、いずれも老朽化が進んでおり今後のあり方を検討する必要がある。

加えて、近年、クマやイノシシといった大型獣類の生息域は拡大傾向にあり、未だかつてないほど人の生活圏の内部まで侵入し、多数目撃される状況となっている。人身被害のリスクが格段と高まっている現状では、出没情報の迅速な伝達のほか、それらを寄せ付けない（留まらせない）対策や事案に応じた捕獲等を住民と行政が協力して実施す

る必要がある。

④ 危険施設対策

松山地域の阿部記念館は、老朽化が著しいことから令和6年3月に施設を廃止したが、建物が小学生の通学路に面しており、倒壊の危険性があることから、速やかに除却する必要がある。

⑤ 消防施設

広域消防救急体制が発足して以来、地域の消防団活動と併せて、消防体制は大幅に改善されており、装備や資機材も年々近代化が図られてきた。今後も、地域住民の安全・安心な暮らしを守るため、防火貯水槽や消火栓など消防水利の計画的な整備を図るとともに、常備消防の消防・救急自動車等、消防団（非常備消防）の自動車、小型動力ポンプ、消防機具庫等についても、老朽化したものから順次更新を図る必要がある。

⑥ 防災対策

市民が安全に避難し命を繋ぐ体制を構築するため、避難所への計画的な備蓄食料・飲料水の配置・更新、LPガス発電機の計画的配備を継続実施する必要がある。

一方で、大きな被害をもたらした令和6年7月の大雨災害をはじめとする豪雨や能登半島地震などの自然災害が頻発し激甚化する中、早期避難と、個人や家庭が自らの安全を確保するための意識向上が大きな課題となっている。

また、住民の早期避難を促すための災害情報の伝達については、防災情報を受信できるさかたコンポへの登録やSNSやインターネットを活用し、市から発せられる災害情報を各自で取得し避難に繋がられるよう防災意識の向上を図る必要がある。また、各地域の自主防災組織と連携し地区防災計画の策定を促進し、自助・共助の考え方の徹底を図る必要がある。

固定系（同報系）防災行政無線のアナログ波の停波により、市町合併以前から八幡、松山及び平田の各地域で各戸に配置していた戸別受信機を廃止したが、令和6年7月の大雨災害を受け、防災行政無線の放送が、地区を限定しての放送をも受信可能な戸別受信機の再配備の検討が必要である。

⑦ 防犯対策

八幡、松山及び平田の各地域合計で、2,900基程度の防犯灯が整備済みである。平成28・29年度の2か年で、全ての蛍光灯防犯灯を、省エネで長寿命、二酸化炭素排出量が少ない環境にやさしく故障も少ないLED照明に交換したことで、維持管理費は減少した。今後は、地域住民の安全・安心を確保するため、老朽化した装飾灯の撤去や木柱・ポールの更新などの修繕を含め、効率的な維持管理を行う必要がある。

⑧ 空き家対策

近年、高齢化や若年層の都市部への人口流出などにより空き家の数が増加している。この中には、管理者が遠方に居住していることや所有者が不在になるなど、適正に管理されず、周辺へ悪影響を及ぼすものもあり、今後も空き家問題は一層深刻化することが懸念されている。こうした問題に有効かつ効率的に対策を実施するためには、行政だけではなく、空き家等の所有者、地域の自治会組織、不動産や法務関係の団体等との連携を図り、協力体制を構築し、官民一体となった取り組みを強化していく必要がある。

(2) その対策

① 水道施設

- ・大台野飲雑用水供給施設について、計画的に改修を行うとともに、運転管理の委託について検討を行う。
- ・大台野飲雑用水供給施設と隣接する観光施設に給水する専用水道の将来的な統合を検討する。

② 下水道施設

- ・合併処理浄化槽の整備を図る。

③ 廃棄物処理・環境美化・野生鳥獣対策

- ・環境保全や廃棄物の資源化及びごみの減量化に向けた啓発を行う。
- ・活動に必要な物品等の支給・貸与により、地域住民による地域美化活動を支援する。
- ・し尿貯留槽については、酒田地区広域行政組合のし尿処理施設整備の方向性に沿って整備計画を作成し、その計画に基づき整備を進める。
- ・クマやイノシシ等の野生鳥獣による市民の人身被害を防止するため、デジタル技術を活用した市民による目撃情報通報システム等の導入を検討する。

④ 危険施設対策

- ・令和6年3月に廃止した阿部記念館について、解体工事を行う。

⑤ 消防施設

- ・更新時期を迎えた常備消防の消防・救急自動車、高度救命処置用資機材を更新するとともに、消防団員の減少及び高齢化に対応するため小型動力ポンプの軽積載車化を推進するなど消防力の維持向上を図る。また、組織再編に向けた検討を行いながら活性化を推進する。

⑥ 防災対策

- ・避難所への備蓄食料・飲料水の計画的な配置・更新、LPガス発電機の計画的配備を

継続実施する。

- ・早期避難、食料、飲料水その他の生活必需物資の一定程度の備蓄と避難時の持ち出し、市一斉総合防災訓練への参加を通じて「自助、共助、公助」それぞれが果たす役割を認識のうえ災害に備えてもらうこと、普段から自分事として積極的に防災情報を取得してもらうことなど、自助の意識向上を促進するため、あらゆる機会啓発を図る。また、これらを地域に定着させるため、市とともに地域住民への啓発や、各地域の地区防災計画策定などの活動支援に取り組む「酒田防災コーディネーター」の育成を図る。
- ・令和6年7月の大雨災害を受け、災害時に孤立が懸念される中山間地区に対して、防災行政無線の放送が、地区を限定しての放送をも受信可能な戸別受信機の再配備の検討を行う。
また、新しい規格に対応した移動系防災行政無線と、老朽化している固定系防災行政無線の更新を行う。

⑦ 防犯対策

- ・防犯灯の効率的な維持管理を行う。

⑧ 空き家対策

- ・所有者等に対する空き家等の適正管理に向けた周知・啓発を行う。
- ・自治会空き家見守り隊と連携した空き家等の把握と、所有者等との連絡調整を図る。
- ・空き家等ネットワーク協議会や空き家等管理活用支援法人の関係団体と連携し、空き家等の利活用や改善を推進する。
- ・空き家等の管理不全により改善が必要と認められる場合は、所有者等に対して適正な管理の依頼・助言・勧告等を行い、所有者等自らによる改善を促す。
- ・空き家等の管理不全により、人の生命、身体、財産等に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、危害が切迫した場合には、その危害の予防や損害の拡大を防ぐために、やむを得ないときは安全措置を実施する。

【「生活環境の整備」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
管理不全な空き家の 件数	89件	85件	※酒田市全体としての目標設定。 問題ある空き家のうち危険ありの 件数。増加（発生）の抑制。

(3) 計画

本計画において、「生活環境の整備」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(5) 消防施設	消防・救急自動車等整備事業	酒田市	八幡地域
		小型動力ポンプ整備事業	酒田市	全地域
		小型動力ポンプ付軽積載車整備事業	酒田市	全地域
		資機材搬送車整備事業	酒田市	全地域
		消防機具庫整備事業	酒田市	全地域
		耐震性貯水槽整備事業	酒田市	全地域
		消火栓整備事業	酒田市	全地域
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業(危険施設撤 去)	阿部記念館解体事業 阿部次郎の生家である「阿部記念館」について、老朽化が著しいことから令和6年度末で用途廃止となった。今後倒壊の危険性があることから解体する。 【事業の必要性】 建物が道路に面しており、倒壊すると道路をふさぐことになる。また、小学生の通学路にもなっていることから、解体撤去する必要がある。 【事業の効果】 解体撤去することによって、通行人や通行車両の安全が確保される。	酒田市	松山地域
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業(防災・防犯)	防犯灯整備事業 地域内の防犯灯の維持修繕 【事業の必要性】 市民生活に身近な防犯灯は、市民の安全・安心な暮らしの確保に必要である。 【事業の効果】 防犯灯の適正な管理は、市民の安全な生活環境を確保することで、将来にわたる定住者の確保につながる。	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業(その他)	空き家等総合対策事業 管理不全な空き家等の適正管理に向けた助言等を行い、やむを得ないときは応急措置を実施するもの。 【事業の必要性】 人口減少、過疎化等により、空き家は増加し、管理不全な空き家の問題も顕在化しており、適正管理に向けた取り組みが必要である。 【事業の効果】 市民等の生命、身体、財産等に重大な損害を及ぼす危険を除去し、市民等の安全な生活環境を確保することで、将来に渡る定住者の確保につながる。	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進していく。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】 (一部)

生活排水処理施設／酒田市下水道経営戦略に基づき、下水道ストックマネジメントに取り組む。また広域化・共同化の推進により施設の統廃合を進めながら、更なる効率化を図る。

防火水槽／災害発生時の消防水利の確保のため、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進める。



6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童福祉

八幡、松山及び平田の保育園は、出生数の減少等による統合が進み、現在各地域1園体制となっている（八幡保育園〔定数140人〕、松山保育園〔定数120人〕、平田保育園〔定数150人〕）。

園児の健やかで安全な保育のため、統合から一定程度経過し、老朽化が進む保育園の改修を行う必要がある。また、児童の健全育成と保護者の就労支援を図るため、放課後の保育が必要な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する必要がある。

② 高齢者福祉

八幡、松山及び平田の各地域とも高齢化率は高く（八幡43.7%、松山45.9%、平田40.4%「令和2年（2020年）国勢調査」）、高齢者のみの世帯が増加する中で、家庭の介護力が低下し、寝たきり、認知症等の問題が顕在化し、介護福祉サービスに係る需要も増加している。

「酒田市地域福祉計画」や「酒田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりなど、施策を総合的に推進し、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような体制を構築する必要がある。

③ 障がい者福祉

酒田市全域における障がい（児）者は6,317人（令和7年3月末現在）で、身体障がい（児）者は減少傾向である一方、知的障がい（児）者、精神障がい（児）者は増加傾向にある。

「酒田市障がい者福祉計画」、「酒田市障がい福祉計画」「酒田市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現に向け、関係団体と連携しながら取り組みを推進する必要がある。

(2) その対策

① 児童福祉

- ・老朽化が進む保育園を改修するとともに、保育ニーズに対応した保育サービスの提供に努める。
- ・各地域に学童保育所を開設し、放課後の保育が必要な児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する。利用児童数の推移等に配慮しながら、適切な環境の保持に努める。

② 高齢者福祉

- ・高齢者等を地域が一体となって支える仕組みづくりやその実践をコーディネートできる専門人材と連携し、高齢者等の日常生活を支援する。

③ 障がい者福祉

- ・障がい者福祉サービス事業所、施設等関係機関との連携を図りながら、障がい（児）者への福祉サービスの充実に努める。

【「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
学童保育所利用児童数	159人	159人	児童数は減少しているが、利用しやすい環境を整えることで7年度実績並みの利用者数を維持する

(3) 計画

本計画において、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設（保育所）	保育園改修事業	酒田市	全地域
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブの管理運営を行うとともに、経済的な理由での利用控えを防止する。 【事業の必要性】 児童の健全育成と保護者の就労支援を図るため、必要性は高い。 【事業の効果】 保護者の就労を支援し、子育てしやすい環境を整備することで、将来に渡る定住者の確保につながる。	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	社会福祉協議会運営費補助事業（高齢者等地域生活支援対策事業） 地域福祉の推進等に大きな役割を果たしている酒田市社会福祉協議会に対し、高齢者等の生活支援の仕組みづくりなどの活動を行うための補助を行うもの。 【事業の必要性】 高齢者等の生活支援は、人口減少、少子高齢化が進む 地域社会の中で地域が抱える大きな課題の一つであり、取り組みは必要性が高い。 【事業の効果】 地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携し取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域をつくるのが、将来に渡る定住者の確保につながる。	団体	全地域補助金
	(9) その他	松山健康福祉センター設備更新事業	酒田市	松山地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】（一部）

子育て支援施設／学童保育所は、学校の空き教室など、他の公共施設との複合化を進める。



7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では、常勤医師及び看護師の継続的な確保や将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保することで、住民が安心して生活できる環境を提供することを目的として、八幡・松山地域の5か所を含めた市立の医療機関を、平成30年4月に地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に移管統合した。今後も、国の医療制度改革や地方の医師不足など医療を取り巻く環境が変化する中で、病院や診療所、介護保険施設などの保健、医療、福祉（介護）の連携を強化していく必要がある。

【移管統合した医療機関】

（八幡地域）日本海八幡クリニック、升田診療所、青沢診療所

（松山地域）松山診療所、地見興屋診療所

(2) その対策

- ・移管統合した診療所については、地域住民にとっての「かかりつけ医」としての役割と、医療と介護のコーディネーターとしての役割を担う診療所として、地域の住民が安心して生活できる環境を提供するため、医師及び看護師の継続的な確保に努めるなど、運営に対し一定の負担を行う。
- ・移管統合した診療所から日本海総合病院へ、入院や高度な検査等の紹介などの連携をスムーズに行うため、交通手段の確保に対し一定の負担を行う。

【「医療の確保」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
移管統合した5つの診療所の開設日数	242日	242日	

(3) 計画

本計画において、「医療の確保」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 (診療所)	地方独立行政法人病院事業運営費負担事業（日本海八幡クリニック改築）	団体	八幡地域 負担金
		地方独立行政法人病院事業運営費負担事業（診療所）	団体	八幡地域 松山地域 負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業(その他)	地方独立行政法人病院事業運営費負担事業（診療所） 地方独立行政法人へ移管統合した5つの診療所について、その診療所運営費を負担するもの。 【事業の必要性】 事業採算性が低い地域であり、住民の安心できる医療環境の確保のため、診療所を運営するための費用の一部を設立団体である市が負担する必要がある。 【事業の効果】 継続して地域医療の提供が確保される。	団体	八幡地域 松山地域 負担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】（一部）

医療施設／診療所は、地域医療のあり方と合わせて適正配置を検討する。



8 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

学校施設の耐震化は完了したが、施設の老朽化が進んでいるところもある。学校施設は、子どもたちの学びの場、地域住民の生涯学習、生涯スポーツの場であるとともに、災害時の身近な避難所となることから、大規模改修を年次的に進め、学校施設の長寿命化を図る必要がある。

また、少子化による児童生徒の減少と学校の小規模化が進む中、本市では児童生徒の教育の機会均等と維持向上を図るため、学校規模の適正化を進めていく必要がある。また、遠距離通学に対応するための児童生徒利用スクールバス等の更新や学校統合により新たに必要となるスクールバスの整備を行う必要がある。

そして、全校に大容量高速無線通信ネットワークと児童生徒1人1台端末を整備し、さらに学習支援ソフトも導入して情報教育環境を充実させた。これらを効果的に活用し、授業や家庭学習において個別最適化された学習を推進し、学力向上につなげる必要がある。

なお、生活科、総合的な学習の時間などを通して、地域におけるボランティア活動や交流活動、自然体験、職場体験などの活動に取り組んできた。引き続き、地域の人々や酒田の自然と関わることで、思いやりの心や自然の営みへの感謝の心、自主性や協調性を養い、自分の育った地域や風習、伝統文化への理解を深めていく。

表8 各地域小・中学校の児童生徒数

(各年5月1日現在)

地域	小学校名	児童数(人)		
		平成27年	令和2年	令和7年
八幡	一條小学校	89	66	64
	八幡小学校	188	143	98
松山	地見興屋小学校 (平成29年度 松山小に統合)	39	112	94
	松山小学校	71		
	内郷小学校 (平成29年度 松山小に統合)	58		
平田	田沢小学校 (令和4年度 南平田小に統合)	24	21	204
	南平田小学校	288	226	

地域	中学校名	生徒数(人)		
		平成27年	令和2年	令和7年
八幡	鳥海八幡中学校	283	234	172
平田	東部中学校	285	225	158

② 生涯学習

家庭・学校・地域の教育力を生かしながら、市民相互の連携によって「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習活動やボランティア活動等の公益活動に参加できる生涯学習の環境づくりに努めてきた。長寿化が進み70歳、80歳になっても元気に働き続ける「人生100年時代」が訪れようとしており、今後はいかにポジティブに生きがいを見出していくか求められている。誰もが学習しやすい環境づくりや時代の変化に合わせた情報発信、事業展開が必要である。

③ スポーツ振興

運動を習慣にしている人と、していない人の二極化が見られることから、スポーツや運動に取り組める環境を整備し、「する」「みる」「ささえる」「しる」スポーツの推進を目指し、積極的な働きかけを行っていく必要がある。

(2) その対策

① 学校教育

- ・学校施設、設備の改修、更新を推進し、教育環境の整備を図るとともに、避難所機能の充実を図る。
- ・学校規模の適正化を推進する。
- ・児童生徒数の減少に伴い、スクールバスを利用する遠距離通学児童生徒が減少した場合は、スクールバス運行路線等の見直しを図り、効率的な運行に努める。
- ・1人1台端末の年次更新や効果的な学習支援ソフトの選定、教職員の端末等操作講習会を継続して行う。また、教育研修センターから発信される情報教育に関する先進的情報を効果的に学校教育に活用していく。
- ・自然体験学習を通して、生まれ育った酒田の自然を体験し、酒田の自然の素晴らしさを誇りに感じる子どもたちを育成する。

② 生涯学習

- ・SNS等を活用した情報発信など、これまで以上に情報伝達手段の多様化を検討するとともに、生涯学習の活性化へ向け、市主催講座の発展等を模索する。
- ・誰もが学習しやすい環境づくりとして、老朽化した集会施設等の改修・修繕を行う。
- ・生涯学習施設「里仁館」では、充実した生涯学習講座が開催され学びの場が提供されていることから、引き続きその運営を支援していく。
- ・地域全体で「地域の子」「社会の子」として子どもたちの健全な育成を図るため、活動の拠点であるコミュニティ振興会と市との一層の情報共有に努め、地域人材の育成と組織の活性化を図り、地域学校協働活動を推進する。

③ スポーツ振興

- ・市民がそれぞれのライフステージに応じて運動に取り組める環境の整備と、関係団体等と連携した指導者養成により、生涯スポーツの推進を図るとともに、運動をしていない人への積極的な働きかけを進める。

【「教育の振興」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
「自然体験学習」 参加児童満足度	99%	100%	※酒田市全体としての目標設定 基準値は令和6年度実測値。目標値は令和11年度（第2期酒田市教育振興基本計画で設定）
地域の行事に参加した 市民の割合	39.6%	増加させる	※酒田市全体としての目標設定 基準値は令和6年度実測値。目標値は令和9年度（酒田市生涯学習推進計画（後期計画）で設定）
成人の週1回以上の スポーツ実施率	57.4%	60%	※酒田市全体としての目標設定 基準値は令和6年度実測値。目標値は令和11年度（市スポーツ推進計画で設定）

(3) 計画

本計画において、「教育の振興」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 (校舎)	小学校施設整備事業	酒田市	全地域
		中学校施設整備事業		
	(屋内運動場)	小学校施設整備事業	酒田市	全地域
		中学校施設整備事業		
	(屋外運動場)	小学校施設整備事業	酒田市	全地域
		中学校施設整備事業		
	(水泳プール)	小学校施設整備事業	酒田市	全地域
	(スクールバス)	スクールバス整備事業	酒田市	全地域
(その他)	教育DX推進事業	酒田市	全地域	
(3) 集会施設・ 体育施設等 (集会施設)	生涯学習施設管理運営事業	酒田市	全地域	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 集会施設・ 体育施設等 (体育施設)	体育施設整備事業	酒田市	全地域
	(3)集会施設、 体育施設等 (その他)	ひらたタウンセンター施設等整備事業	酒田市	平田地域
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業(義務教育)	自然体験学習事業 鳥海高原家族旅行村等の本市の自然環境を活用した体験プログラムに取り組むもの。 【事業の必要性】 市内の小学生に地元の自然環境に触れる機会を増やす必要がある。 【事業の効果】 市内の小学生が生まれ育った酒田の自然を体験し、自然の雄大さに触れるとともに、仲間と協力して活動する力の育成を目指すものであり、本市の将来を担う人材の育成に資する。	酒田市	全地域
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業(生涯学習・ スポーツ)	生涯学習振興総務管理事業（「里仁館」の運営支援） 充実した講座を開催し、地域の生涯学習の推進をけん引する生涯学習施設「里仁館」の運営を支援するもの。 【事業の必要性】 地域内外から多くの市民が受講する充実した生涯学習講座が行われていることから、地域の生涯学習の拠点として、必要性が高い。 【事業の効果】 将来の生涯学習を促進する人材の育成につながるとともに、地域外からの受講者も多いことから、地域間の交流にも資する。	団体	松山地域 補助金
		地域振興事業 地域の体育・スポーツを推進し、地区住民の交流・健康増進とスポーツ人口の拡大を図る。大会等の委託料に充当するもの。 【事業の必要性】 高齢化の進む地域住民の健康増進と、地域の世代間交流に必要である。 【事業の効果】 地域住民の健康増進と地域の交流が図られることで、運動習慣の二極化の改善につながるとともに、地域スポーツの活性化と交流人口の拡大、将来を担う地域リーダーの育成に資する。	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		体育施設管理事業 体育施設の維持管理を行う。 【事業の必要性】 安全で快適なスポーツ環境を提供するため、施設の適正な管理を行う必要があるもの。 【事業の効果】 施設の維持管理を行うことで、長期的な施設利用が可能になり、利用者が増加する。	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】 (一部)

小学校・中学校／「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校作りに向けて～」の考え方を参考にして、学校規模に関する基本方針に基づき、学校規模の適正化を進める。空き教室は、他の施設に転用するなど、有効活用を図る。

生涯学習施設／民間サービスの状況も踏まえ、施設の適正配置を進める。利用状況、周辺の集会施設を考慮し、統廃合、複合化を進める。

スポーツ・レクリエーション施設／利用状況や施設の特長、類似施設の近接状況を考慮しながら、市域全体で施設の集約および適正配置を進める。



9 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 地域コミュニティの振興・集落整備

八幡、松山及び平田の各地域は、八幡地域 49 集落（平野部 24、中山間部 25）、松山地域 42 集落（平野部 42）、平田地域 38 集落（平野部 14、中山間部 24）の自治組織（自治会）で構成され、各自治会では、ごみステーションの管理や自主防災の取り組み、要援護者や空き家等の見守り活動など、地域住民の身近な日常生活に関する活動を行っている。平成 22 年度に、市町合併前の区長制度に代わり自治会に対する支援制度が取り入れられた。地域の自立と自治活動の振興を図るため、地区集会施設の整備について、引き続き支援する必要がある。

また、各地域では平成 19 年から 21 年にかけて、地域住民相互の理解と連帯感をより深め、市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、行政の一組織である公民館から、住民自治の拠点としてのコミュニティセンターに衣替えする形で、住民自治組織であるコミュニティ振興会が誕生した。コミュニティセンターをコミュニティ振興会の住民自治の拠点と位置付け、住民主体の地域活動の活性化を支援しているが、引き続きコミュニティ振興会と連携し、適切な管理運営を行っていく必要がある。一方で、コミュニティセンターの老朽化により、施設・設備の故障等の不都合が発生していることから、施設の修繕や設備の更新を行う必要があるとともに、近隣の遊休公共施設を活用した改修移転に取り組む必要がある。あわせて役割を終えたコミュニティ施設を、時機を逸することなく除却する必要がある。

加えて、各種補助金等によりコミュニティ振興会の活動を支援してきたが、平成 28 年度に、地域が育んできた力を生かし、地域に合った取り組みを地域コミュニティ自らが自由に選択し実行できる交付金制度（ひとづくり・まちづくり総合交付金）を創設し、より柔軟に地域活動を行うことができるようになった。これまでも、地域住民自らが主体となり地域のありたい姿を話し合い、地域の課題解決や資源の魅力化などに向けた地域計画（ビジョン）の策定・実践や、地域の将来を担う人材育成、集落支援員の配置に取り組む地域に対し加算を設けるなど、制度の見直しを行ってきたが、今後も適宜制度の見直しを行い、コミュニティ振興会の活動を支援する必要がある。

さらに、人口減少、少子高齢化の進行、特に地域の若年層の減少は、集落の維持に支障をきたしている地区の増加をもたらしている。里山や山村集落などが持つ地域特有の豊かな資源を生かした交流の展開と、空き家利活用などの住居の確保により、定住と移住受け入れを促進する必要がある。

表9 コミュニティ振興会と自治会

地域	コミュニティ振興会	構成集落（自治会）
八幡地域	観音寺コミュニティ振興会	常禅寺、前山、山根、荒町一区、荒町二区、観音寺一区、観音寺二区、栄町、小泉一区、小泉二区、大久保、塚淵、芹田、北仁田
	一條コミュニティ振興会	市条一区、市条二区、市条三区、荒瀬区、法連寺、小平、大島田、岡島田、前川、平沢、寺田
	大沢コミュニティ振興会	山添、後口山、大平沢、脇、双葉、ニタ子、若神子、内郷、三保六、曙、南ノ前田、青沢
	日向コミュニティ振興会	橋本、福山、新出、赤剥、泥沢、升田区、上草津、下草津、上黒川、下黒川、大台野、湯ノ台
松山地域	南部コミュニティ振興会	柏谷沢、荒興野、成沢、上大川渡、下大川渡、地見興屋、下新田、臼ヶ沢、大沼新田
	山寺コミュニティ振興会	川先、横町、中ノ丁、山寺仲町、上荒町、下荒町
	松嶺コミュニティ振興会	南新屋敷、元新屋敷、南町、仲町、内町、新屋敷、北町、荒町、本町、肴町、新町、片町南、片町北、上竹田
	内郷コミュニティ振興会	土淵、上茗ヶ沢、上餅山、上北目、中北目、小見、下餅山、下茗ヶ沢、引地、竹田、中牧田、相沢、石名坂
平田地域	田沢コミュニティ振興会	西坂本、小林・山元、田沢新田、楯山、小女房、南田沢、元田沢
	東陽コミュニティ振興会	円能寺、沖、進藤、中里、笹山、備畑、海ヶ沢、鹿島、丸山、道屋敷、吉ヶ沢、本宮、中村、円道
	郡鏡・山谷コミュニティ振興会	山谷、山谷新田、新山、山楯、中野目、郡山、桜林、桜林興野、石橋、天神堂、泉興野、堀野内、三之宮
	南平田コミュニティ振興会	檜橋、飛鳥
	砂越・砂越緑町コミュニティ振興会	砂越、砂越緑町

② 集落のネットワークの形成

本市では、平成17年11月の市町合併以来、総合支所（市町合併前の町）単位での地域振興について地域協議会において話し合いを続けてきた。人口減少や高齢化の進行により、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などをつなぎ合わせ、人やモノ、サービスの循環を図り、中心地域と周辺地域のそれぞれの地域資源を生かした持続可能な地域づくりを進める必要がある。

(2) その対策

① 地域コミュニティの振興・集落整備

- ・自治会が行う自治会集会施設の整備に対して支援する。
- ・引き続き、住民自治の拠点としてのコミュニティセンターをコミュニティ振興会と連携し、適切な管理運営を行っていく。
- ・コミュニティセンターの老朽化に伴う施設・設備の修繕・更新を適切に行う。
- ・地域住民の理解を得ながら、現施設の大規模改修もしくは近隣の遊休公共施設を活用した改修移転によるコミュニティセンターの整備に取り組む。
- ・老朽化による改築や移転等により役割を終えたコミュニティ施設を、時機を逸することなく除却する。
- ・ひとつづくり・まちづくり総合交付金により、各地域の住民主体の活動を支援する。
- ・地域住民自らが課題解決の当事者となる仕組みとして、住民の話し合いを通じた地域計画（ビジョン）の策定・実践や、地域の将来を担う人材育成に支援する。あわせて、地域の実情に応じた取り組みのコーディネーターや実践を推進する人材として、集落支援員の配置に対し支援する。
- ・自治会やコミュニティ振興会など地域コミュニティ組織の機能維持や活性化に資する具体的な方策を盛り込んだ推進計画の策定に取り組む。
- ・空き家等情報サイトの運営など、市及び民間団体で組織する「空き家等ネットワーク協議会」や新たな取り組みである「空家等管理活用支援法人」と連携し空き家等の利活用を図る。集落への移住・定住を促進するため、移住者と空き家のマッチングに取り組んでいく。

② 集落のネットワーク形成

- ・集落のネットワークの形成に向けた基礎的な取り組みとして、引き続き、総合支所（市町合併前の町）単位での地域振興についての話し合いや地域住民の交流機会の創出に努める。

【「集落の整備」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	備考
地域計画策定の 取り組み地区数	－	3地区	※計画期間内の累計

(3) 計画

本計画において、「集落の整備」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	コミュニティ助成事業	団体	全地域 補助金
		コミュニティセンター管理運営事業	酒田市	全地域
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業(集落整備)	<p>自治会組織支援事業</p> <p>地域住民にとって一番身近な組織であり、地域住民に身近な日常生活に関する活動を行っている自治会の活動拠点となる集会施設の修繕等を支援するもの。</p> <p>【事業の必要性】 持続可能なコミュニティを維持していくためには、地域住民に身近な活動拠点である集会施設の修繕等を支援していく必要がある。</p> <p>【事業の効果】 地域住民に身近な活動拠点である集会施設が維持され日常生活に関する活動が継続されることで、最も基礎的な住民自治組織である自治会が将来に渡り維持されることが期待される。</p>	酒田市	全地域
	<p>コミュニティ振興事業</p> <p>コミュニティ振興会の主体的な活動を支援するために総合的な交付金を交付するとともに、当該交付金に地域住民が自ら地域の在りたい姿について話し合う地域計画策定に係る経費分と、地域活動の一翼を担う集落支援員に係る経費分を加算するもの。</p> <p>【事業の必要性】 持続可能なコミュニティを維持していくためには、地域住民の地域づくりに対する自分事化を引き出し、地域活動を実践する人材が必要である。</p> <p>【事業の効果】 地域住民の地域づくりに対する自分事化と地域の将来を担う人材となり得る集落支援員の配置等により、地域住民の主体的なコミュニティ活動が活性化し、将来に渡る地域コミュニティの維持につながることを期待される。</p>	酒田市	全地域	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>コミュニティセンター管理運営事業</p> <p>地域住民活動の拠点となるコミュニティセンターを適正に整備及び維持管理するもの。</p> <p>【事業の必要性】 地域住民主体の地域活動を促進するためには、その拠点となるコミュニティセンターは不可欠である。</p> <p>【事業の効果】 コミュニティセンターを適切に整備及び維持管理し、地域住民活動の拠点として提供することで、コミュニティ活動が活性化し、将来に渡る地域コミュニティの維持につながることを期待される。</p>	酒田市	全地域
		<p>コミュニティセンター等除却事業</p> <p>老朽化により廃止された旧コミュニティセンター等を除却し、地域住民の安全・安心を確保するとともに、跡地の有効活用が可能な状態とするもの。</p> <p>【事業の必要性】 老朽化した建物等をそのまま放置することで、近隣住民へ危険を及ぼす恐れがある。</p> <p>【事業の効果】 危険個所が解消されることで地域住民に安心感を与えるとともに、跡地の有効活用、地域の活性化、将来に渡る定住者の確保につながることを期待される。</p>	酒田市	全地域
		<p>空き家等利活用促進事業</p> <p>利活用が可能でも地理的に条件が不利なため活用が進まない空き家等について、その利活用を促進するもの。</p> <p>【事業の必要性】 空き家等の放置により管理不全空き家等の増加につながるため、取り組みの必要性は高い。</p> <p>【事業の効果】 空き家等の利活用と管理不全空き家等の抑制に資するとともに、移住者の増加により、地域の活性化と将来に渡る定住促進につながる。</p>	酒田市	全地域

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		地域振興事業 地域協議会の運営や文化祭の開催など、総合支所単位での地域振興やネットワーク形成を推進するもの。 【事業の必要性】 集落単位、コミュニティ振興会単位では解決できない課題や総合支所地域での広域的な取り組みを推進する機能として、必要性は高い。 【事業の効果】 集落やコミュニティ振興会単位または市全域のどちらの単位でも、現状認識や課題解決手法が適さない事柄は少なくない。将来に渡り住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な地域振興策の検討に資する。	酒田市	全地域
	(3) その他	各総合支所庁舎等維持管理事業	酒田市	全地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】 (一部)

集会施設／各施設の状態を考慮しながら、統廃合や、他の公共施設との複合化を進める。

コミュニティ施設／地域におけるコミュニティ活動の拠点となる施設であるため、現有施設の継続活用を基本とする。必要に応じて複合化等を検討する。



10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化財は、自然の風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すものであり、現代の文化の礎となるものである。また、文化財や伝統芸能等の地域資源を理解し愛着を持つことは、地域住民の誇りを醸成し定住につながるとともに、交流人口の増加や移住の促進につながるなど地域の活性化にも資するものである。本市の重要な地域資源である松山城大手門等の有形文化財並びに民俗芸能等の保存継承にも配慮しながら、有効活用を図っていく必要がある。

残存する県内唯一の城郭建築である「松山城大手門」、市内で一番古い木造建築といわれている「旧阿部家」等の文化財を後世に伝えるため、現況調査と耐震診断調査を行うとともに、修復が必要な場合は調査結果に基づき計画的に行う必要がある。哲学者阿部次郎の生家である「阿部記念館」については、老朽化により倒壊の恐れがあることから、貴重な資料を適切な場所に移設したうえで解体を行う必要がある。

また、本市は、民俗芸能の宝庫とも言われるほど、新山延年舞、松山能、青沢獅子踊りなど各地区に独自の民俗芸能が伝承されており、地域に根ざした民俗芸能団体が、地域の祭事や行事等で演じてきた。しかし、少子高齢化の進行による急速な人口減少が後継者不足を招き、団体は存続の危機に見舞われている。各団体の課題を抽出し、各団体と一緒に課題を解決していくことにより保存伝承を図っていく必要がある。

さらに、地域の文化資源には文化財の他にも、八幡地域には山岳写真家の白簾史朗氏、松山地域には美人画の佐藤公紀氏、平田地域には彫刻家の石黒光二氏、水彩画のあべとしゆき氏らの優れた芸術作品がある。それらの作品をその地域だけではなく、3地域と市街地（旧酒田市）が連携・活用していくことにより地域住民の芸術文化活動の促進を図っていく。

表10 国・県・市指定の文化財（建造物、工芸技術、無形民俗、史跡、名勝、天然記念物を抜粋）

国指定文化財

種類	種別	名称	指定年月日	地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	堂の前遺跡	昭和54年10月23日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	名勝	總光寺庭園	平成8年3月29日	松山地域

県指定文化財

種類	種別	名称	指定年月日	地域
有形	建造物	庄内松山城大手門	昭和45年2月4日	松山地域
民俗	無形民俗	松山能	昭和55年5月12日	松山地域
民俗	無形民俗	新山延年	昭和55年5月12日	平田地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	経ヶ倉山経塚	昭和37年1月12日	平田地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	鶴間ヶ池のモリアオガエル	昭和37年1月22日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	總光寺参道のキノコスギ	昭和31年9月2日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	土渕のユズ	昭和27年4月1日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	天然記念物	山楯の大ケヤキ	昭和31年5月11日	平田地域

市指定文化財

種類	種別	名称	指定年月日	地域
有形	建造物	總光寺山門	昭和62年1月21日	松山地域
有形	建造物	阿部喜助家住宅	昭和59年9月4日	平田地域
無形	工芸技術	松山藩荻野流砲術	平成15年11月18日	松山地域
民俗	無形民俗	青沢獅子踊り	昭和48年5月28日	八幡地域
民俗	無形民俗	福山神楽	昭和48年5月28日	八幡地域
民俗	無形民俗	中北目神楽	昭和50年4月14日	松山地域
民俗	無形民俗	中山神社祭典武者行列	昭和61年1月21日	松山地域
民俗	無形民俗	飛鳥湯立神楽	昭和56年11月26日	平田地域
民俗	無形民俗	坂本獅子踊	昭和58年2月24日	平田地域
民俗	無形民俗	鹿島獅子踊	昭和58年2月24日	平田地域
民俗	無形民俗	桜林獅子踊	昭和58年2月24日	平田地域
民俗	無形民俗	檜橋神代神楽	昭和59年2月29日	平田地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	八森遺跡	平成元年7月24日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	観音寺城跡	平成元年7月24日	八幡地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	松山城本丸の土手	昭和56年4月10日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	松山藩酒井家御廟所	平成15年1月7日	松山地域
史跡名勝 天然記念物	史跡	飛鳥一里塚	昭和56年11月26日	平田地域

(2) その対策

- ・有形文化財並びに民俗芸能等の保存継承を図るとともに、地域活性化に資するよう有効活用を図っていく。
- ・地域に古くから伝承されてきた民俗芸能の保存と継承を図るため、民俗芸能団体に対する支援を継続する。
- ・豊かな感性を育むため、住民の芸術文化活動を促進する。

【「地域文化の振興等」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値	目標値 (令和12年度)	備考
文化資源について誇りを持っている市民の割合	48.1%	79%	※酒田市全体としての目標設定 基準値は令和4年度実績値。目標値は令和9年度（酒田市文化芸術推進計画で設定）
民俗芸能団体数	10 団体	減少を抑制する	基準値は令和6年度実績値

(3) 計画

本計画において、「地域文化の振興等」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等(地域文化振興施設)	松山城大手門修復事業	酒田市	松山地域
		旧阿部家修復事業	酒田市	平田地域
		松山地域伝統文化継承事業 松山能や砲術隊演舞および武者行列などの伝統文化の公演等を開催することで地域の活性化を図ると共に、継続して開催することで後継者の育成となり松山地域の伝統芸能の保存継承を図る。 【事業の必要性】 地域の活性化および松山能等の伝統文化の保存継承のため 【事業の効果】 交流人口の拡大及び後継者の育成に資する	酒田市	松山地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】 (一部)

博物館等／利用状況、施設の特性、歴史的価値を考慮しながら、継続活用または、ほかの公共施設との複合化、統廃合等を検討する。



1 1 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

山形県は、令和3年3月に定めた「山形県エネルギー戦略 後期エネルギー政策推進プログラム」の「政策展開の視点及び施策の展開」において、視点の一つとして、「地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入拡大と利用の促進」を掲げている。

その中では、「近年、大雨や異常高温の頻度が高まり、災害が頻発・激甚化していることから、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、全国各地で気候変動の影響が顕著になっており、さらに今後、長期にわたり拡大することが懸念されている。また、山形県は令和2年8月に『ゼロカーボンやまがた2050』を宣言した。ゼロカーボン社会の実現のためには、CO₂を排出しないエネルギーを主力に据える必要があり、中でも再生可能エネルギーを中心とすべきである」としている。

本市においても、二酸化炭素の過剰排出による地球温暖化の防止は、一人ひとりの市民生活に関わる最優先課題の一つであり、地域から排出される二酸化炭素の削減に取り組む必要がある。日頃の小さな選択が未来を大きく変えていく、環境に配慮した選択は家計や健康、ライフスタイルにもよい影響を与えるという認識を広めるとともに、再生可能エネルギーの普及推進に努める必要がある。

また、再生可能エネルギーの地産地消など、循環型社会の構築に向けて、豊かな自然環境等の恵まれた地域資源を生かした仕組みづくりを検討する必要がある。

(2) その対策

- ・本市は、風力発電施設建設ガイドラインにおいて、再生可能エネルギーの開発と利用を推進する対象エリアとしては、景観等に配慮し中山間地域での風力発電事業の建設は好ましくないとしている。地球温暖化のもたらす影響についての情報収集やその対策、地域資源を生かした小水力やバイオガスなど住民の理解を得ながら進められる再生可能エネルギーの先進事例等の調査・研究を行う。



1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

山形・秋田の両県にまたがる鳥海山は、日本海に裾野を洗われる成層火山で、その秀麗な姿は出羽富士、秋田富士とも称され、深田久弥氏が選定した日本百名山の一つとして広く知られている。日本海に接して冬の季節風をまともに受けるため積雪量も多く、盛夏でも残雪が豊富で、古くから山岳信仰の対象として地元の方々によって大切に守り継がれている。

鳥海山系をテリトリーとするイヌワシが生息する八幡地域では、市町合併前から「イヌワシ」を町の鳥として制定し、地元をあげた熱心な保護活動が行われてきた。平成12年9月には、イヌワシをはじめとする希少な猛禽類を対象に調査研究、保護推進、普及啓発を行う拠点として猛禽類保護センターが設置され、猛禽類の生態やそれを取り巻く自然環境の重要性などを学ぶことができる展示室が設けられている。これらの保護活動は現在、本市、山形県、環境省から構成される「猛禽類保護センター活用協議会」に引き継がれており、イヌワシは合併後の本市の鳥にも制定されている。

今後も猛禽類保護センター活用協議会に参画し、自然（鳥獣）保護に関する普及啓発を継続する必要がある。

(2) その対策

- ・猛禽類保護センター活用協議会の運営に参加し、自然（鳥獣）保護に関する事務・普及啓発を行うことで、環境教育と地域間交流を促進する。

【「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」分野における地域の持続的発展のための基本目標】

目標指標	基準値	目標値 (令和12年度)	備考
猛禽類保護センター 利用人数	4,455人	7,000人	基準値は令和5年度実績値

(3) 計画

本計画において、「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」の事業計画を次のとおり定める。

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の自立促進に 関し必要な事項	(1) 過疎地域持 続的発展特別事 業(自然環境の 保全)	<p>猛禽類保護センター利活用事業</p> <p>猛禽類保護センター活用協議会の運営参加、自然（鳥獣）保護に関する事務・普及啓発を行う。</p> <p>【事業の必要性】 本市の貴重な自然環境の宝の一つであり絶滅が危惧されるイヌワシをはじめとする猛禽類の生態環境を観察し、市民の自然に対する意識向上を図る必要がある。</p> <p>【事業の効果】 当該施設の市民や観光客の利用により、環境教育と地域間交流が促進されるとともに、将来世代に貴重な自然環境を引き継ぐことができる。</p>	酒田市	八幡地域

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設等については、総合管理計画において定められた施設類型ごとの管理に関する基本的な方針との整合を図り、当該方針により本計画を推進する。

また、老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等は除却の対象とする。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】（一部）

その他行政財産／継続活用を基本とし、インフラ施設の更新計画等にあわせて管理、更新等を行う。



1 3 過疎地域持続的発展特別事業に関する事項

本計画における過疎地域持続的発展特別事業の事業計画は次のとおりである（分野別に定めた事業計画の再掲）。

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

持続的発展施策区分及び事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
(4) 過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	移住交流推進事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 過疎地域への移住・定住を促進する動機付けとして必要性は高く、少子高齢化の進む過疎地域の将来的な振興策として、施策効果は高い。
	地域おこし協力隊推進事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 任期終了後に地域おこし協力隊が同じ地域に定住することで、少子高齢化の傾向が一層強まっている過疎地域の活性化への効果は高い。
(4) 過疎地域持続的発展特別事業（地域間交流）	地域振興事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域の交流・関係人口の拡大と経済効果への波及、地域活動の担い手の確保や育成により、郷土愛の醸成や将来にわたる地域の活力を維持することにつながる。
(4) 過疎地域持続的発展特別事業（人材育成）	コミュニティ振興事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域住民の地域づくりに対する自分事化と地域の将来を担う人材となり得る集落支援員の配置等により、地域住民の主体的なコミュニティ活動が活性化し、将来に渡る地域コミュニティの維持につながることを期待される。
2 産業の振興			
(10) 過疎地域持続的発展特別事業（第1次産業）	森林病虫害等対策事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 被害の拡大を防ぎ、健全な松林を保全することで、将来にわたり飛砂防止機能や森林の生態系、防災・景観機能を持続的に確保する。
	地籍調査事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地籍調査を実施することで、土地一筆ごとの境界が精密正確な測量により経緯度と結び付けられ、災害等により地形が変化しても、元の境界を復元することが可能であり、土地の良好な保全に資することが可能である。
	間伐実施推進事業	団体	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 健全な森林構造を長期的に維持することで、将来にわたって森林の公益的機能を安定して発揮させる。

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業 主体	備考
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	観光物産施設管理運営事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域に欠かすことができない観光物産施設を維持することが地域の交流人口の増加につながり、将来の地域活性化に資する。
3 地域における情報化			
(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (デジタル技術活用)	地域活動推進事業（コミュニティアプリ）	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 人口減少や少子高齢化の進む地域社会にとって、デジタル技術を活用した効率化は、将来の持続可能な地域づくりに資する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保			
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	デマンドタクシー運行事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 過疎地域の交通手段の確保、高齢者等交通弱者の移動利便性の向上を図ることで、将来に渡る定住者の確保につながる。
5 生活環境の整備			
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	阿部記念館解体事業	酒田市	松山地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 解体撤去後は、新たな建物を建設することはせず、駐車場として活用するため。
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	防犯灯整備事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 防犯灯の適正な管理は、市民の安全な生活環境を確保することで、将来にわたる定住者の確保につながる。
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	空き家等総合対策事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 空き家は今後も増加し、管理不全な空き家も増えることが想定される。継続的に対策に取り組む効果を検証していく必要があるため。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	放課後児童健全育成事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 保護者の就労を支援し、子育てしやすい環境を整備することで、将来に渡る定住者の確保につながる。
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	社会福祉協議会運営費補助事業（高齢者等地域生活支援対策事業）	団体	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携し取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域をつくること、将来に渡る定住者の確保につながる。
7 医療の確保			
(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	地方独立行政法人病院事業運営費負担事業（診療所）	団体	八幡地域、松山地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 将来にわたって、住民が安心して生活するために必要な医療環境が確保され、また地域における定住者の確保につながる。

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興			
(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 (義務教育)	自然体験学習事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 市内の小学生が生まれ育った酒田の自然を体験し、自然の雄大さに触れるとともに、仲間と協力して活動する力の育成を目指すものであり、本市の将来を担う人材の育成に資する。
	生涯学習振興総務管理事業（「里仁館」の運営支援）	酒田市	松山地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 里仁館の設置目的は、人材育成と活力ある地域づくりであり、持続可能な地域づくりのために効果が将来に及ぶ。
	地域振興事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域住民の健康増進と地域の交流が図られることで、運動習慣の二極化の改善につながるとともに、地域スポーツの活性化と交流人口の拡大、将来を担う地域リーダーの育成に資する。
	体育施設管理事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 施設の維持管理を行うことで、長期的な施設利用が可能になり、利用者が増加する。
9 集落の整備			
(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 (集落整備)	自治会組織支援事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域住民に身近な活動拠点である集会施設が維持され日常生活に関する活動が継続されることで、最も基礎的な住民自治組織である自治会が将来に渡り維持されることが期待される。
	コミュニティ振興事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 地域住民の地域づくりに対する自分事化と地域の将来を担う人材となり得る集落支援員の配置等により、地域住民の主体的なコミュニティ活動が活性化し、将来に渡る地域コミュニティの維持につながることが期待される。
	コミュニティセンター管理運営事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 コミュニティセンターを適切に整備及び維持管理し、地域住民活動の拠点として提供することで、コミュニティ活動が活性化し、将来に渡る地域コミュニティの維持につながることが期待される。
	コミュニティセンター等 除却事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 危険個所が解消されることで地域住民に安心感を与えると同時に、跡地の有効活用、地域の活性化、将来に渡る定住者の確保につながることが期待される。

持続的発展施策区分 及び事業名	事業内容	事業 主体	備考
	空き家等利活用促進事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 空き家は今後も増加し、管理不全な空き家も増えることが想定される。継続的に対策に取り組み効果を検証していく必要があるため。
	地域振興事業	酒田市	全地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 集落やコミュニティ振興会単位または市全域のどちらの単位でも、現状認識や課題解決手法が適さない事例は少なくない。将来に渡り住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な地域振興策の検討に資する。
10 地域文化の振興等			
(2) 過疎地域持続的発展特別事業(地域文化振興)	松山地域伝統文化継承事業	酒田市	松山地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 継続して開催することで後継者の育成となり、松山能等伝統文化の保存継承に繋がる。
12 その他地域の自立促進に関し必要な事項			
(1) 過疎地域持続的発展特別事業(自然環境の保全)	猛禽類保護センター利活用事業	酒田市	八幡地域 【事業効果が将来に及ぶ理由】 当該施設の市民や観光客の利用により、環境教育と地域間交流が促進されるとともに、将来世代に貴重な自然環境を引き継ぐことができる。